

平成 26 年度
男女共同参画年次報告書



平成 27 年 3 月
福井県越前町

「平成 26 年度越前町の男女共同参画に関する年次報告」について

1. 越前町男女共同参画推進条例に基づく報告書

本書は、越前町男女共同参画推進条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）第 14 条に基づき、男女共同参画推進施策の実施状況等について明らかにするために作成した報告書です。

2. 本書の構成

第 1 部 越前町の男女共同参画の現状

I 基礎データ

本町の人口動態等について、グラフや表を用いて解説しています。

II 政策・方針決定過程への女性の参画

行政等への女性の参画状況について、グラフや表を用いて解説しています。

III 小・中学生の意識と生活（平成 26 年度気づき事業学校編受講者アンケート結果から）

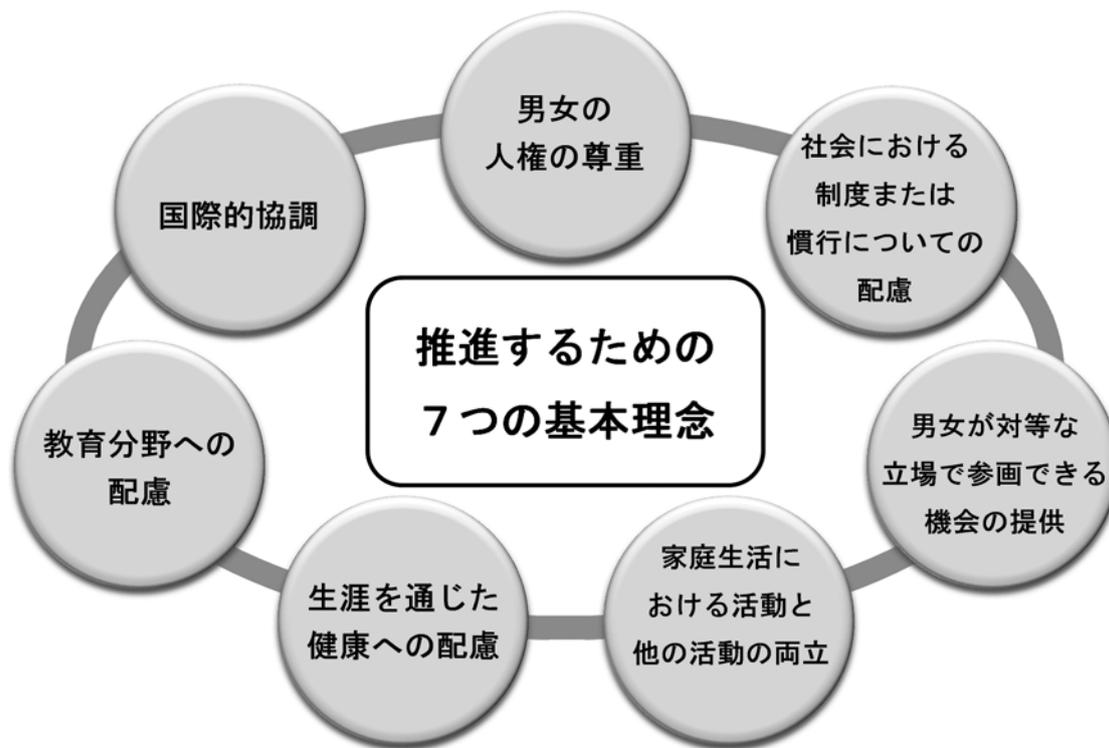
第 2 部 越前町の男女共同参画施策の実施状況

基本計画「えちぜん男女共同参画プラン」の体系に基づき、事業の実績（主な取り組み、具体的施策、予算額等）について記載しています。

第 3 部 資料編

「越前町男女共同参画推進条例」、「越前町区長会連合会決議文」、「越前町男女共同参画都市宣言」等を掲載しています。

＜ 人が輝く 住民主体のまちづくり ＞

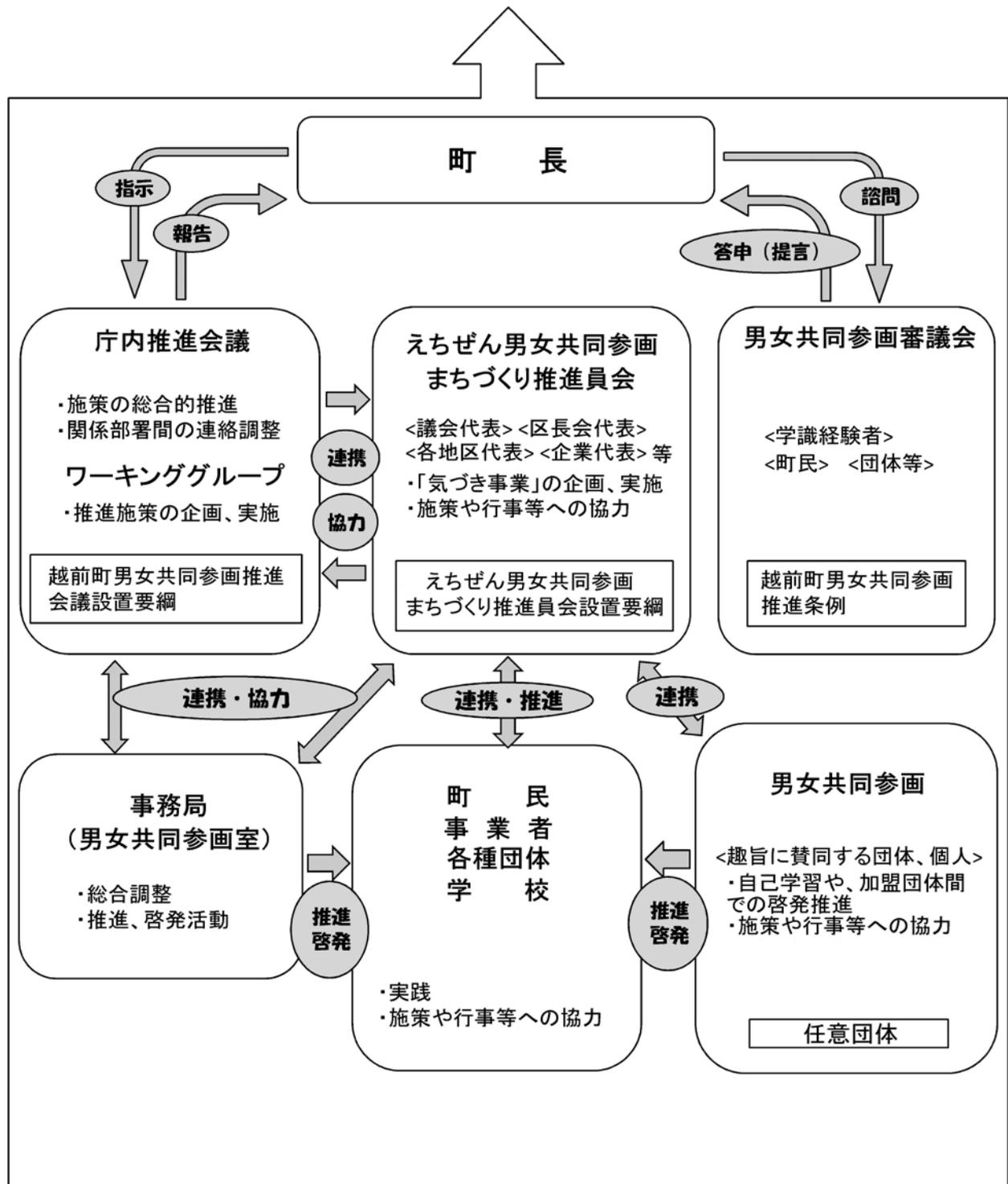


【 基本理念をよく理解し、自ら取り組みましょう。 】

基本目標	重点目標
I ともに築く家庭・地域	1.男女がともに担う家庭・地域づくり 2.家庭・地域での習慣の見直しと意識の改革 3.政策・方針決定の場への女性の参画拡大
II ともに活躍できる職場	1.働く場における男女平等の実現 2.農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現 3.男女の仕事と家庭生活の両立支援
III ともに安心して暮らせる社会	1.ともに思いやる健康づくり 2.福祉環境の充実 3.あらゆる暴力の根絶
IV ともに育てる教育・文化	1.人権尊重の意識づくり 2.多様な選択を可能にする教育・学習の充実 3.国際理解と協力の推進
計画の推進	
1. 町における推進体制の充実・強化 2. あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映 3. 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報提供 4. 関係機関・企業・各種団体・町民との協力・連携の強化	

越前町男女共同参画推進体制

男女共同参画社会の実現



目 次

「越前町男女共同参画基本計画—えちぜん男女共同参画プラン—」の体系

第1部 越前町の男女共同参画の現状

I 基礎データ

(1) 越前町の人口	3
(2) 世帯の家族類型	4
(3) 進む高齢化	4
(4) 出生の動向	5
(5) 結婚について	5
(6) M字型を示す女性の労働力	6
(7) 女性の雇用者数と割合	6

II 政策・方針決定過程への女性の参画

(1) 越前町議会への女性の参画	7
(2) 行政への女性の参画	7
(3) 商工・観光分野における女性の参画状況	7
(4) 区役員への女性の参画状況	8
(5) 女性の参画に対する女性の意識	10

III 小・中学生の意識と生活（平成26年度気づき事業学校編アンケート結果 等）

【小学生編】

(1) 男女の性差についての意識（小学生）	11
(2) 家庭でのコミュニケーションの状況（小学生）	12
(3) 将来の職業（小学生）	12

【中学生編】

(4) 男女の性差についての意識（中学生）	13
(5) 家庭生活における男女の意識の差	14
(6) 家庭でのコミュニケーションの状況（中学生）	14
(7) 将来の職業（中学生）	15
(8) 男女共同参画に関する言葉の認知度	15

第2部 越前町の男女共同参画施策の実施状況

I 平成26年度の主な取り組み

1 男女共同参画のつどい事業	19
2 えちぜん男女共同参画まちづくり推進委員会	19
3 男女共同参画気づき事業	20
4 男女共同参画エンパワーメント事業	23
5 男女共同参画審議会	23
6 越前町役場内における男女共同参画の推進	23

II 主な施策の内容と推進状況

基本目標Ⅰ ともに築く家庭・地域	
重点目標1 男女がともに担う家庭・地域づくり	25
重点目標2 家庭・地域での習慣の見直しと意識の改革	26
重点目標3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	26
基本目標Ⅱ ともに活躍できる職場	
重点目標1 働く場における男女平等の実現	27
重点目標2 農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現	27
重点目標3 男女の仕事と家庭生活の両立支援	28
基本目標Ⅲ ともに安心して暮らせる社会	
重点目標1 ともに思いやる健康づくり	29
重点目標2 福祉環境の充実	30
重点目標3 あらゆる暴力の根絶	31
基本目標Ⅳ ともに育てる教育・文化	
重点目標1 人権尊重の意識づくり	32
重点目標2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	32
重点目標3 国際理解と協力の推進	33
計画の推進	33
平成26年度越前町男女共同参画審議会委員名簿(第3期)	34
平成26年度えちぜん男女共同参画まちづくり推進員名簿(第5期)	34

第3部 資料編

越前町男女共同参画推進条例	37
越前町区長会連合会決議文	39
越前町男女共同参画都市宣言	40

第 1 部 越前町の男女共同参画の現状

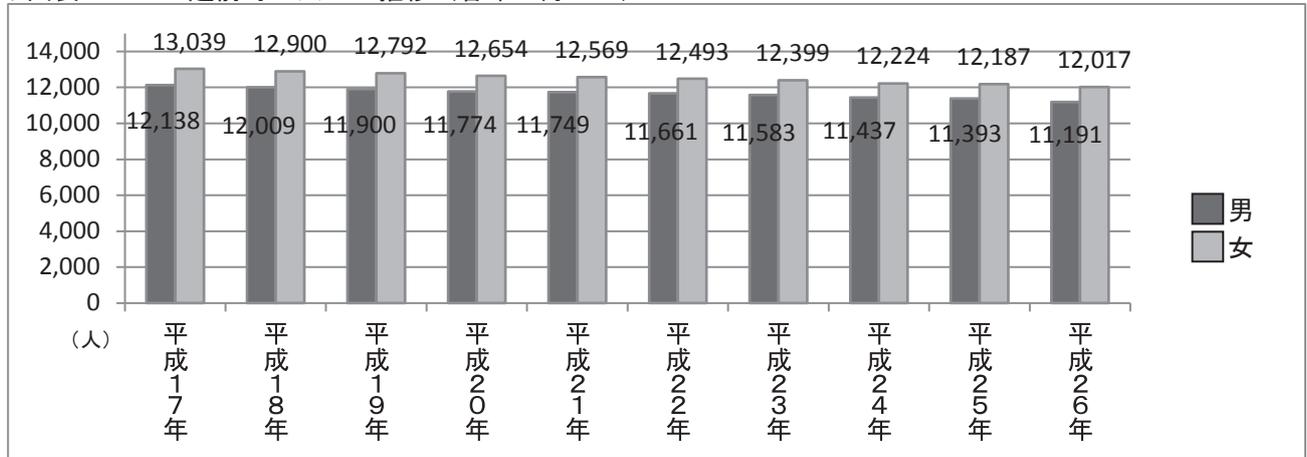
I 基礎データ

(1) 越前町の人口

①人口

人口は減少傾向にあります。

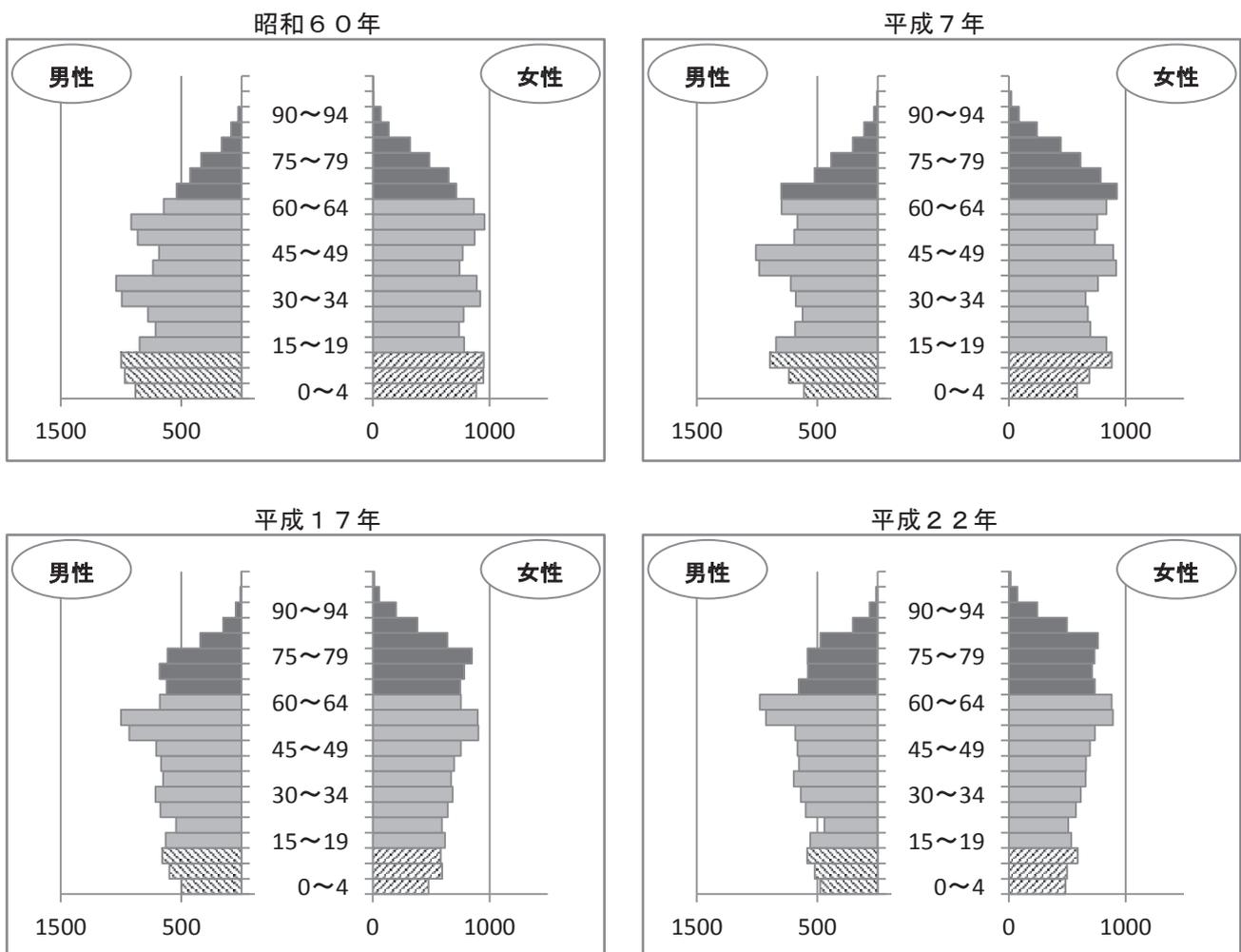
◆図表 I-1 越前町の人口の推移（各年4月1日）



②人口構成ピラミッド

昭和60年に比べ、生産年齢人口と年少人口の減少が顕著になっています。

◆図表 I-2 越前町の年齢別（5歳階段）男女別人口構成



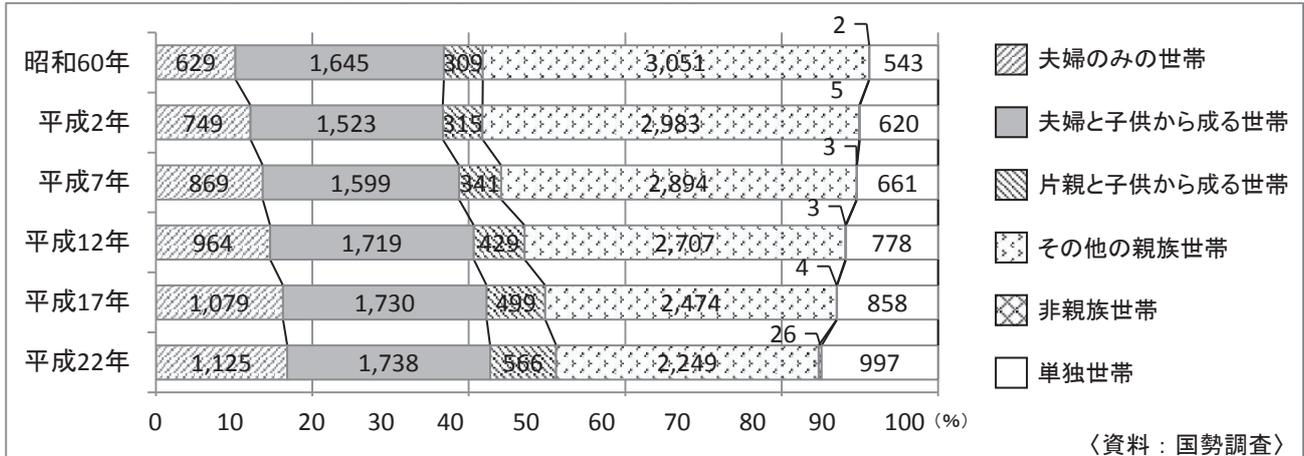
○凡例 ■ 老年人口（65歳～） □ 生産年齢人口（15歳～64歳） ▨ 年少人口（0歳～14歳）

〈資料：国勢調査〉

(2) 世帯の家族類型

「夫婦のみの世帯」、「単独世帯」が年々増加し、「その他の親族世帯(3世帯など)」が減少しています。

◆図表 I - 3 越前町の一般世帯の家族類型別割合の推移

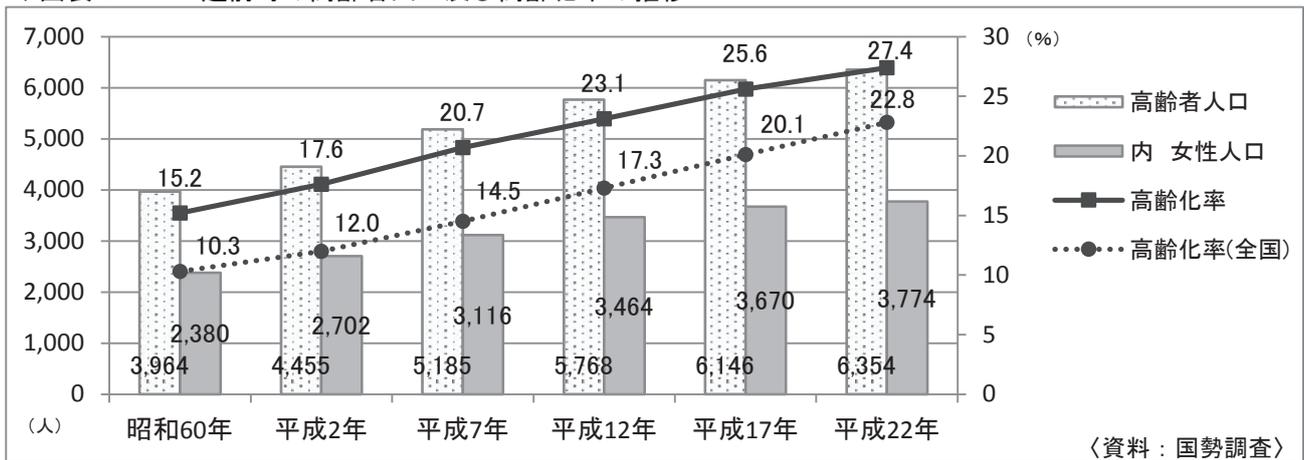


(3) 進む高齢化

①高齢者人口及び高齢化率の推移

65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成22年には、人口に占める高齢者の割合(高齢化率)は27.4%となり、全国平均と比べ高くなっています。また、平成22年の高齢者人口の約6割が女性となっています。

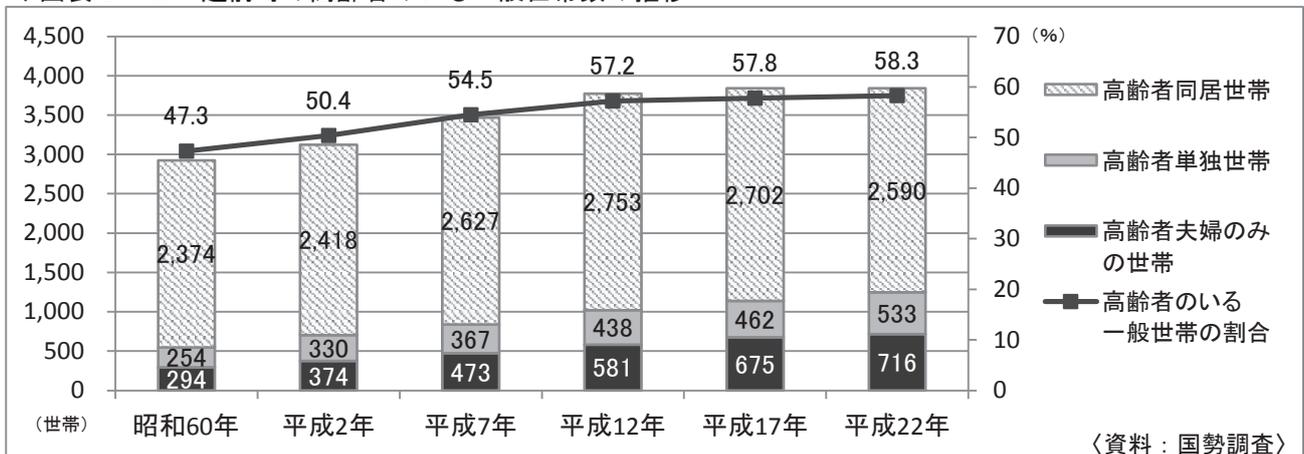
◆図表 I - 4 越前町の高齢者人口及び高齢化率の推移



②高齢者のいる一般世帯数の推移

「高齢者単独世帯」及び「高齢者夫婦のみの世帯」の増加が顕著になっています。

◆図表 I - 5 越前町の高齢者のいる一般世帯数の推移

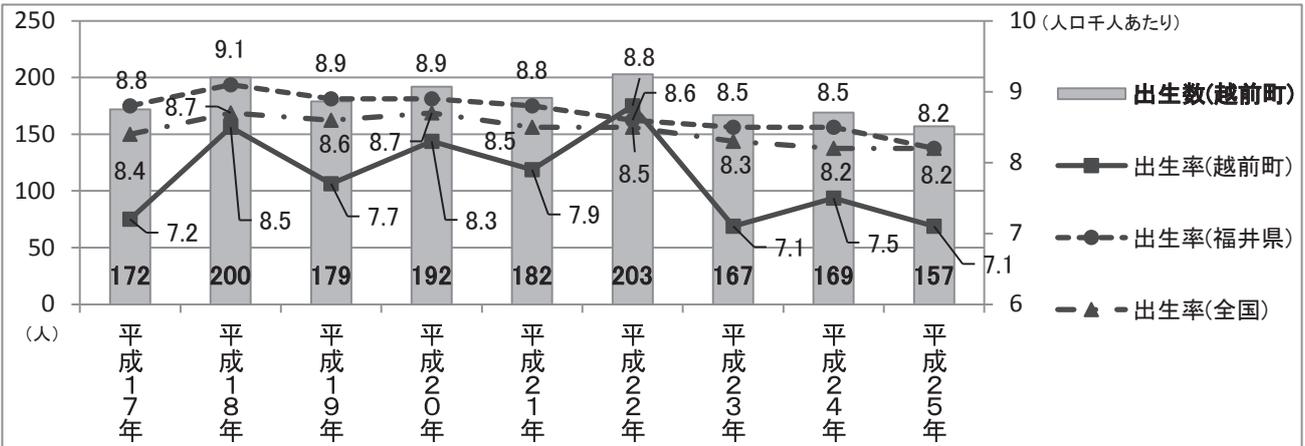


(4) 出生の動向

① 出生率の推移

越前町の出生率(人口1,000人あたりの出生数)は、全国や福井県よりも低い状況が続いています。

◆図表 I-6 越前町の出生数及び出生率の推移

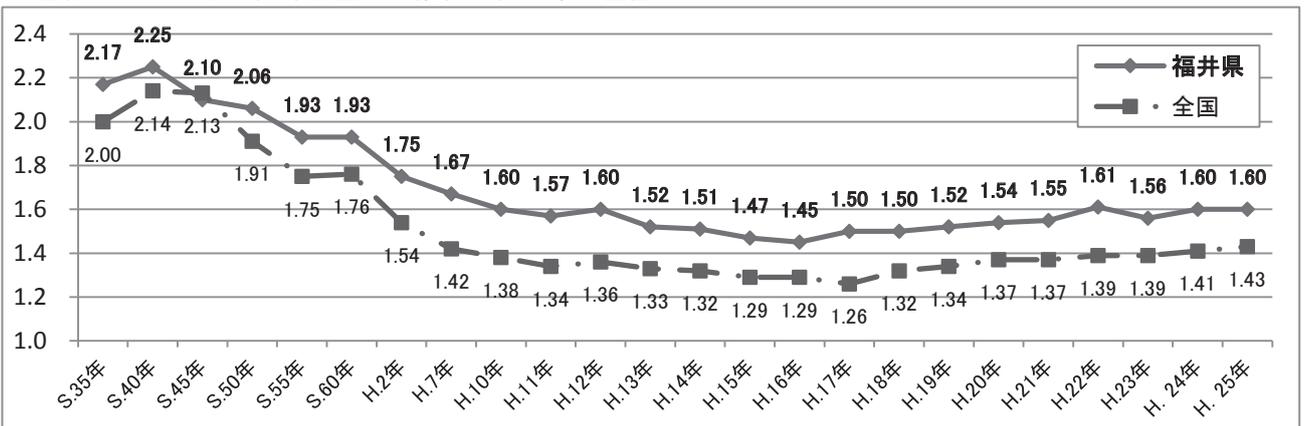


〈資料：人口動態調査〉

② 合計特殊出生率の推移

福井県の合計特殊出生率(一人の女性が一生に産む子どもの数の平均値)は、昭和40年をピークに低下傾向にあります。全国よりも高い状況で推移しています。(人口維持に必要とされる数：2.08)

◆図表 I-7 合計特殊出生率の推移(福井県、全国)



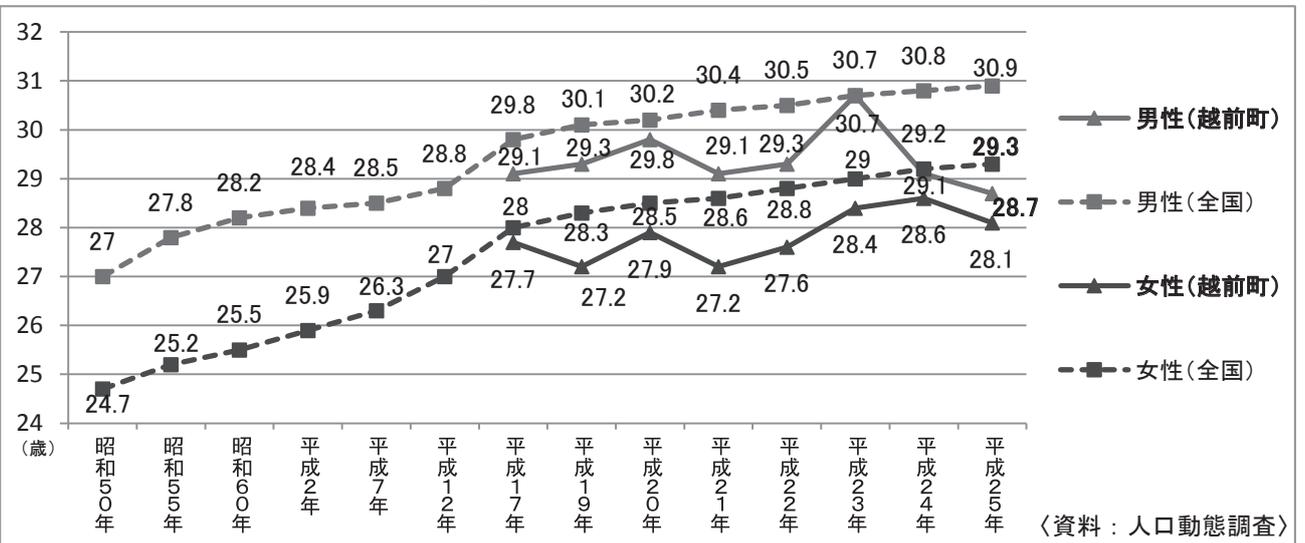
〈資料：人口動態調査〉

(5) 結婚について

① 平均初婚年齢の推移

越前町の平均初婚年齢は、全国および福井県より若干低い状況です。

◆図表 I-8 平均初婚年齢の推移(越前町、全国)

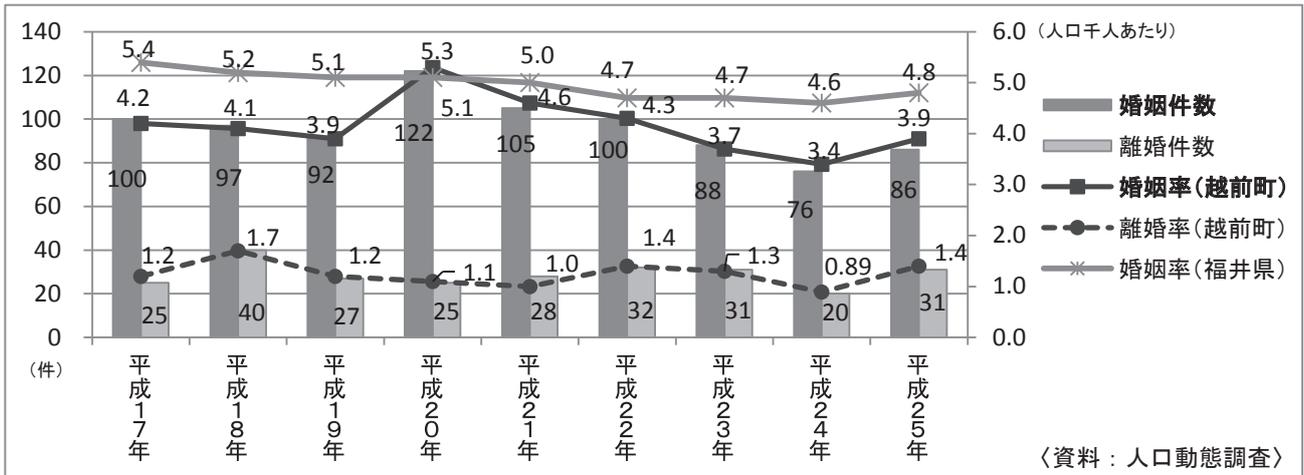


〈資料：人口動態調査〉

②婚姻・離婚件数及び婚姻率の推移

越前町の婚姻率（人口1,000人あたりの婚姻件数）・離婚率ともに、県より低い状況です。

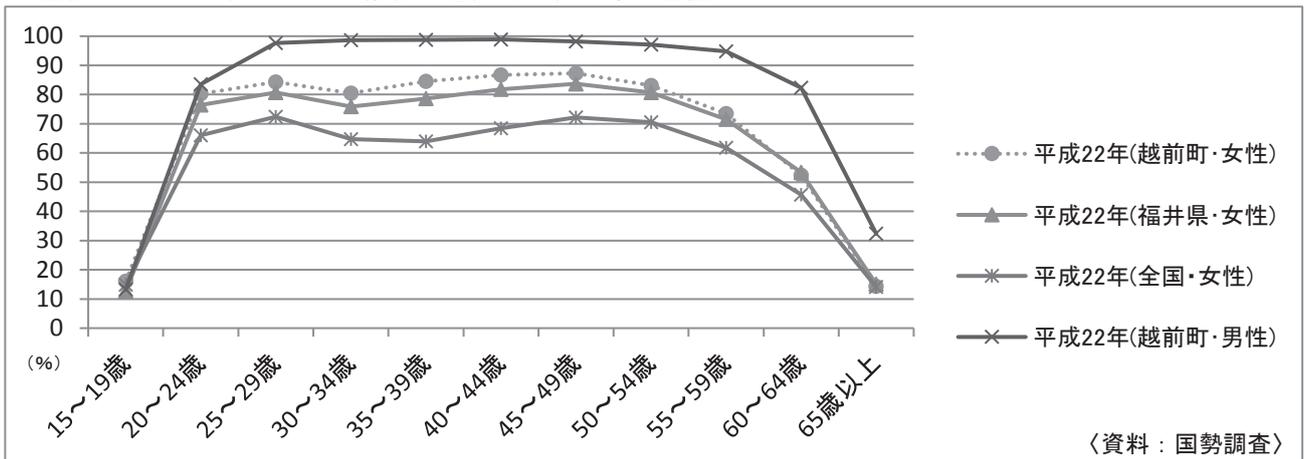
◆図表 I - 9 越前町の婚姻・離婚件数及び婚姻率の推移



(6) M字型を示す女性の労働力

労働力率の推移については、男性が台形を描くのに対し、全国女性は25歳から39歳までで一時的に低下するM字型を描いています。一方、越前町の女性労働力率は、全国平均と比べて高い割合で推移し、M字のカーブも浅くなっており、本町女性の労働力率の高さが伺えます。

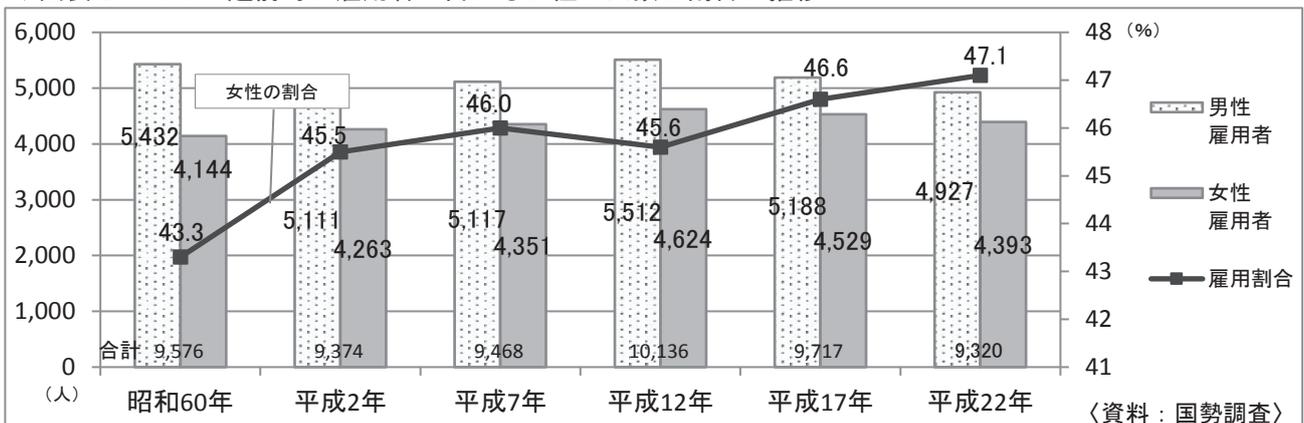
◆図表 I - 10 労働力率の推移（越前町、福井県、全国）



(7) 女性の雇用者数と割合

雇用者に占める女性の割合は、昭和60年では43.3%、平成22年は47.1%と、増加しています。

◆図表 I - 11 越前町の雇用者に占める女性の人数と割合の推移



II 政策・方針決定過程への女性の参画

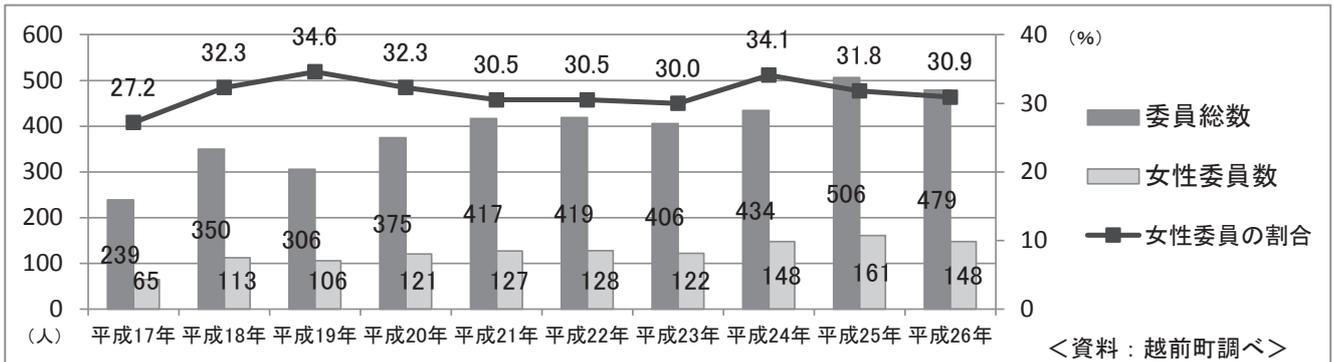
(1) 越前町議会への女性の参画

◆図表Ⅱ-1 越前町議会議員に占める女性議員数と割合の推移

町議会選挙	議員総数(人)	うち女性(人)	女性の割合(%)
平成17年3月	26	0	0
平成21年3月	20	0	0
平成25年3月	14	0	0

(2) 行政への女性の参画

◆図表Ⅱ-2 越前町の審議会等委員に占める女性委員数と割合の推移(各年4月1日)
審議会等に占める女性委員の割合は、近年横ばい状況です。



◆図表Ⅱ-3 越前町の審議会等における女性委員のいない審議会等数の推移(各年4月1日)

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
審議会等総数	21	24	23	27	28	29	28	29	36	36
うち女性を含まない	4	6	6	4	4	3	3	3	3	4

＜資料：越前町調べ＞

◆図表Ⅱ-4 地方自治法第180条の5に基づく委員会における女性委員数の推移(各年4月1日)

	定員(人)	女性委員数(人)									
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
監査委員	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
固定資産評価審査委員会	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会(*)	26	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教育委員会	5	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1

(*)平成19年までの定員は27人

＜資料：越前町調べ＞

◆図表Ⅱ-5 越前町役場管理職に占める女性の人数と割合(各年4月1日)

(5/1)

	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
理事及び課長級総数	47	46	42	40	37	34	33	34	33	37
うち女性	3	4	3	4	4	4	3	3	5	6

＜資料：越前町調べ＞

(3) 商工・観光分野における女性の参画状況

商工・観光分野における女性の参画は、いまだ進んでいないのが現状です。

◆図表Ⅱ-6 越前町の商工・観光分野における女性の参画状況(平成26年4月1日現在)

	役員総数(人)	うち女性(人)	女性の割合(%)	資料	
越前町商工会	35	4	11.4	町商工会調べ	
観光協会	朝日観光協会	21	2	9.5	町商工観光課調べ
	宮崎観光協会	8	0	0.0	
	越前町観光協会	19	2	10.5	
	織田観光協会	12	2	16.7	

(4) 区役員への女性の参画状況 (平成26年度区役員状況調べより一部抜粋)

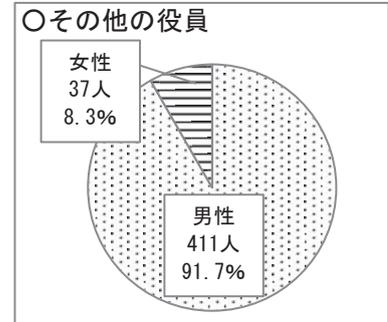
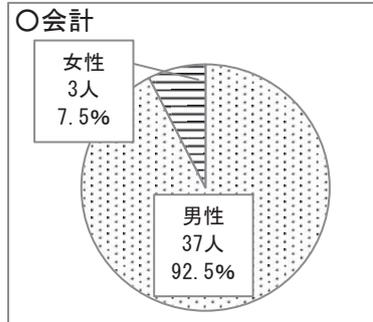
○調査の概要

1. 対象	町内117区 (町内全124区のうち、一部の大区等を除く)	回答者: 区長
2. 回答数	92区 (回答率 78.6%)	
3. 調査日	平成26年7月1日現在	

◆図表Ⅱ-7 区長、副区長、会計、その他の役員(※)の状況について

	区長	副区長
男性	92人	59人
女性	0人	0人
女性の割合	0%	0%

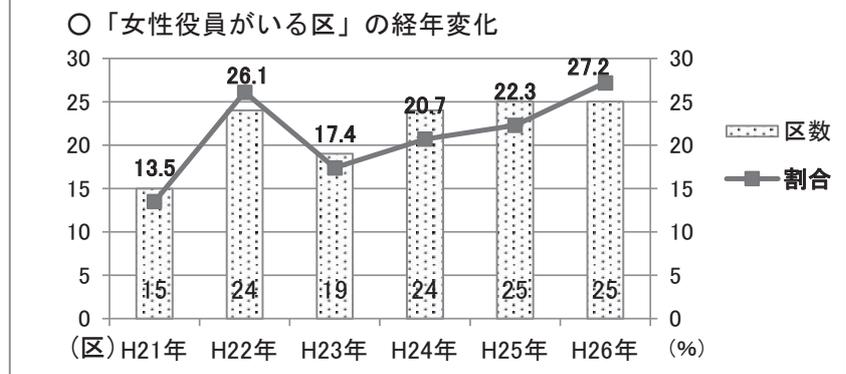
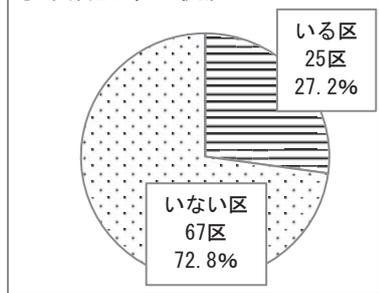
※ その他の役員
 区長、副区長、会計以外の役員
 (例) 区会議員、委員、女性委員、
 農家(漁業・森林)組合長、
 など



「区長」「副区長」は、ともに男性が100%となっています。
 「会計」に女性が3人(7.5%)、「その他の役員」に女性が37人(8.3%)入っています。

◆図表Ⅱ-8 女性役員がいる区

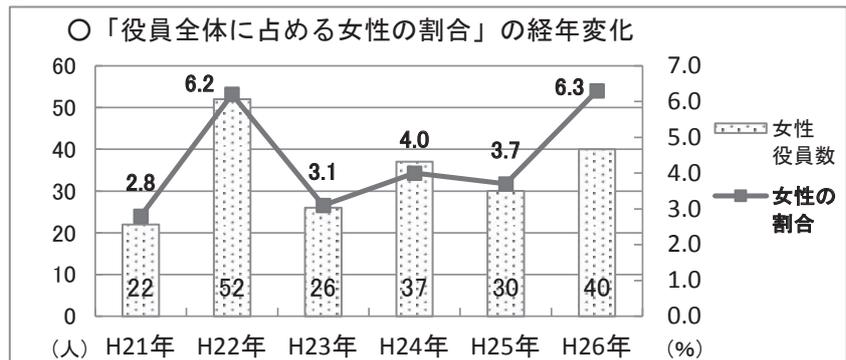
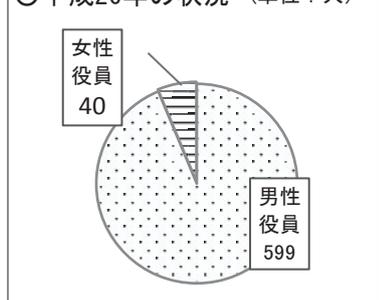
○平成26年の状況



現在、女性役員が「いる区」は26.1%(24区)となっています。

◆図表Ⅱ-9 役員全体に占める女性の割合

○平成26年の状況 (単位: 人)



◆図表Ⅱ-10 「女性役員がいる区」での女性役員の数

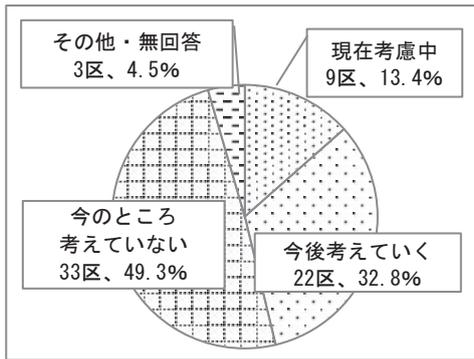
女性役員がいる区	25区
女性役員が1人	16区
女性役員が2人	5区
女性役員が3人	4区

◆図表Ⅱ-11 女性役員の主な役職

・班長	10区
・役員、区会議員	9区
・会計、会計監査	3区
・その他	5区

区長から回答のあった92地区のうち、女性の役員がいる区は25区(27.2%)であり、7割以上の区で、男性のみが役員をつとめています。また、区長、副区長は全て男性となっています。役員全体の数を見ても、女性役員の割合は6.3%と、なかなか女性の参画がすすんでいないことがうかがえます。

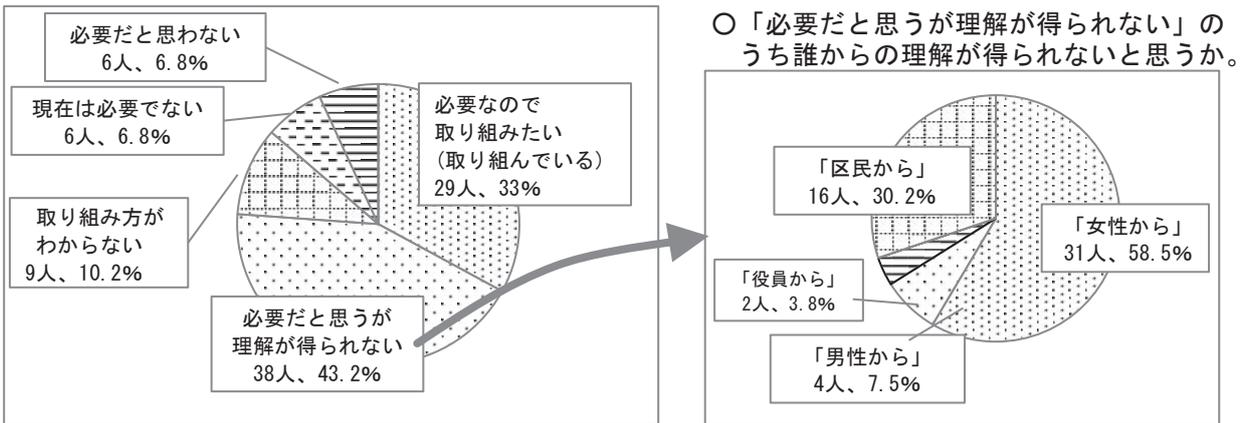
◆図表Ⅱ－１２ 女性役員の「いない区」で、今後の女性役員登用の可能性について



女性役員が「いない区」に対して今後の女性役員登用の可能性を尋ねたところ、「現在考慮中」は9区、「今後考えていく」は22区、「今のところ考えていない」は33区となっています。約半数の区で、現状に対して何らかの問題意識がもたれているとみられます。

また、全区への「女性が区役員に入ること」についての問いでは、43.2% (38人) が「必要だと思うが理解が得られない」と答えています。「誰から？」では、「女性から」が58.5% (31人) と多く、女性自身の消極性もうかがえます。ついで「区民から」が30.2% (16人) となっており、地域全体に理解を広めていく必要性がうかがえます。

◆図表Ⅱ－１３ 区役員に女性が入ることについての意見



※複数回答あり

○現在は必要でない理由

- ・区の中で役職が重荷に当たることがある。
- ・婦人会がない。
- ・小さい区のため。
- ・国民的に不可能だと思う。区に対する優遇とかの理由が必要。
- ・今やっと区の役員が若くなってきたところですから、これからだと思います。
- ・役員は家単位で決められているから。
- ・各戸の代表ということで、男女の別は無い。
- ・性別など無関係である。

○必要だとは思わない理由

- ・女性の適任者がいない。
- ・不都合はない (女性もそれぞれの団体に役員となっている) 会合時に半分は女性で意見が尊重されている。
- ・女性の意見は十分尊重されている。
- ・区民の意識改革、気づきが必要。
- ・1戸だけだとすると意見を出しにくい
- ・人がいない。

◆図表Ⅱ－１４ 自由意見

- ・女性区長もいいと思います。
- ・今年、区費を見直した際、見直委員会に3名入っていただき、女性からの意見を取り入れ区費を決めました。別途女性の会などに入ってもらい、その中で女性の意見を出す方が良いと思います。夫がいる場合、中々女性が区役員になるのは難しいのではないのでしょうか？
- ・平成28年度より女性枠2名を検討中ですが、年6回程度の役員会に参加してもらえるのだろうか？ 参加しない役員に意味があるだろうか？
- ・女性の人口が過半数であるので、女性の意見を反映したい。但し、役員は選挙のため、席を作る事は県議や町議でも同様であるが出来ない。女性が積極的に参加する学習指導が必要と思う。
- ・女性は色々忙しく、また、女性自身参加しようとしなければという意識も低いのではないか。
- ・いわゆる都市部と農村部では、自治運営の方法が異なる。それもいっしょくたにして考えることに無理がある。
- ・区民が減少すれば、女性の理解も得られる様になると思う。町、社協、体協、消防団etc区民の少ない所では、一人に二役、三役になる。行政等も区毎でない枠を考えて欲しい。
- ・女性の主体性に期待し、少しでも行動できる、発言し、区の全体が変わっていきけるよう望んでいる。
- ・区役員と男女共同参画推進とは関連性がないのではないか。意味が違うと思う。
- ・すでに女性の参画なくしてやってゆけないのであり、今後とも積極的に取り組んでゆくべきと考えます。
- ・ご主人を通じて女性の意見も考慮されている。班長として意見を言う人も多い。女性の声は十分反映されている。

(5) 女性の参画に対する女性の意識 (平成26年度女性 区役員状況調べ集計結果(抜粋))

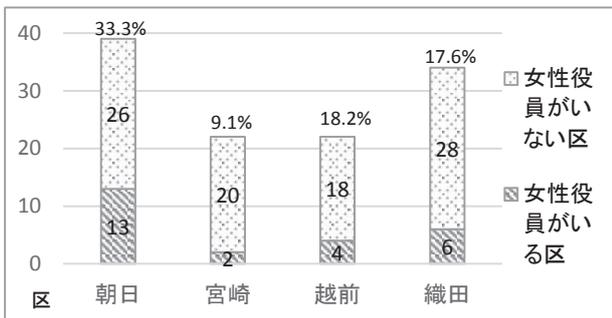
○調査の概要

1. 対象	女性 (女性役員のいる25区を中心に、主に女性役員に回答を依頼した)
2. 回答数	30人
3. 調査日	平成26年7月1日

◆図表Ⅱ-15 地区ごとの回答者数と役職

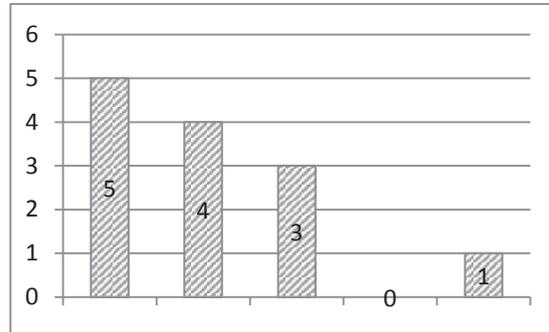
	全体	朝日地区	宮崎地区	越前地区	織田地区
班長	4人	0人	1人	1人	2人
役員、委員、区会議員	20人	13人	0人	4人	3人
副公民館長	1人	1人	0人	0人	0人
会計、会計監査	3人	0人	0人	1人	2人
その他	1人	1人	0人	0人	0人
無回答	1人	0人	0人	0人	1人
総数	30人	15人	1人	6人	8人

◆図表Ⅱ-16 地区ごとの女性役員がいる区の数と割合

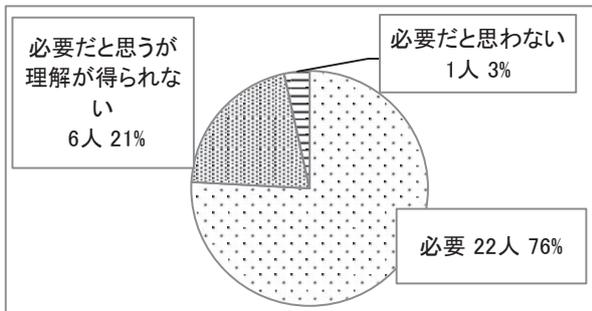


地区別に女性役員のいる区の数を見ると、朝日地区に13、宮崎地区に2、越前地区に4、織田地区に6となっています。割合をみても、朝日地区で最も高く(33.3%)、宮崎地区で最も割合が低く(9.1%)となっています。女性区役員の参画状況は、地区によって違いがみられます。

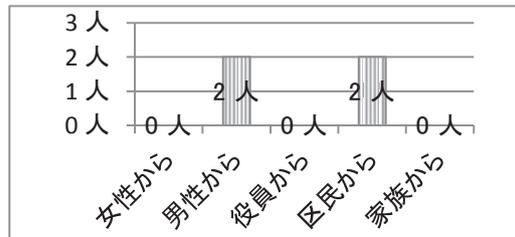
◆図表Ⅱ-17 役員会や総会で、自分の意見を言うことができますか



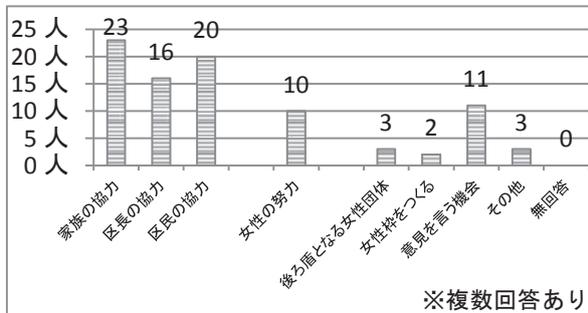
◆図表Ⅱ-18 区の役員に女性が入ることについて



【※1「必要だと思うが、理解が得られない」回答のうち「誰からの理解が得られない」と思うか】 ※複数回答あり



◆図表Ⅱ-19 女性が区の役員になる上で必要なこと



区の役員に女性が入ることについて、76% (22人) が「必要」と、さらに21% (6人) が「必要だと思うが理解が得られない」と回答しており、ほぼ全ての人が区の役員に女性が必要であると考えています。そのために必要なこととして、家族の協力を挙げる人が最も多く(23人)、ついで区民の協力(20人)、区長の協力(16人)となっています。女性たちは、女性の参画に対して、家族や地域の協力や理解が必要であると考えていることがうかがえます。

◆図表Ⅱ-20 自由意見

- ・核家族化が進み、我が地区においても、順番制で班の役員に女性になることはあっても、意見を述べる事は無かったが、当地区においては、女性委員として選出され、多少意見が反映されるようになって来たのではないかと思います。
- ・区の役員では、男性が主にしめている中で女性は一人のため、意見等が出しづらいつきもあります。女性から見た区の環境、思い等が伝えられるような機会があればと思います。
- ・現在、班長という形で女性の方が参加しているが、それ以上の役員という立場を求めるのであれば、人材的な面も含め、なかなか難しいと思う。
- ・今年初めて委員になりました。役員会に出て何の何を言っているのか分からないことが多いです。やはり意見を発言するには勉強が必要だと思えます。

Ⅲ 小・中学生の意識と生活（平成26年度気づき事業学校編受講者アンケート結果から）

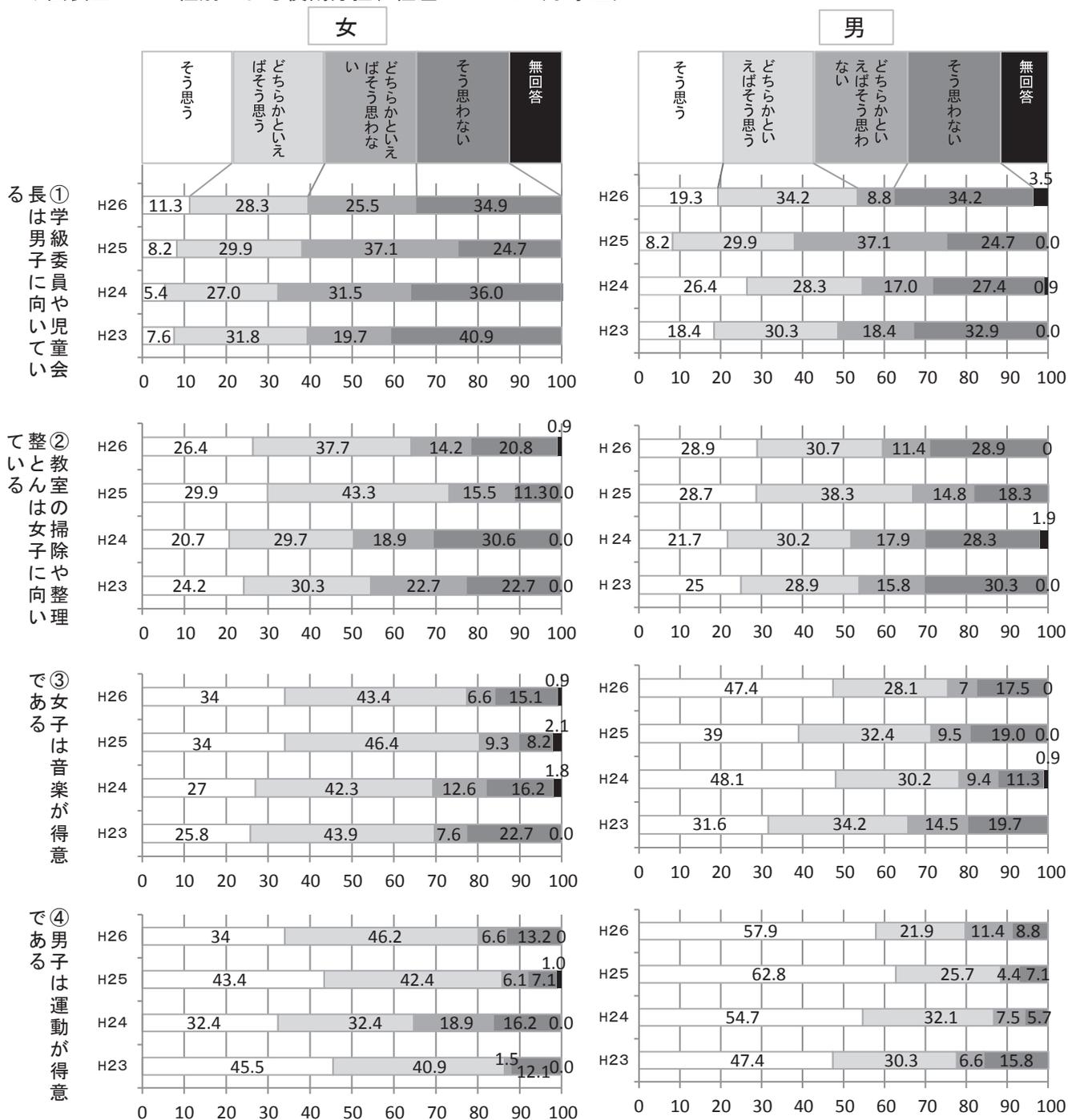
【小学生】

○調査の概要

- | | |
|--------|--|
| 1. 対象 | 平成26年度気づき事業（学校編）受講生
（朝日・常磐・糸生・宮崎・四ヶ浦・城崎・織田・萩野小学校 5年生） |
| 2. 回答数 | 小学生 212人（女子97人、男子 115人、性別無回答 0人） |

(1) 男女の性差についての意識（小学生）

◆図表Ⅲ－1 性別による役割分担、性差について（小学生）



女子においては、①の設問で、「そう思わない」と「どちらかといえはそう思わない」を合わせた「そう思わない(合計)」が60.4%となっています。

一方、男子においては、全ての設問で「そう思う(合計)」が多くなっています。それでも①では「そう思わない」が34.2%と、性別による役割分担にこだわらない児童も多数いることがわかります。

③④の設問では、男女ともに「そう思う」と「どちらかといえはそう思う」を合わせた「そう思う(合計)」が約80%と高くなっています。性別による役割分担に比べて、性差に対する意識のほうが強が残っていることがうかがえます。

<参考> 町内小・中学校の児童会長、生徒会長の状況(平成26年度)

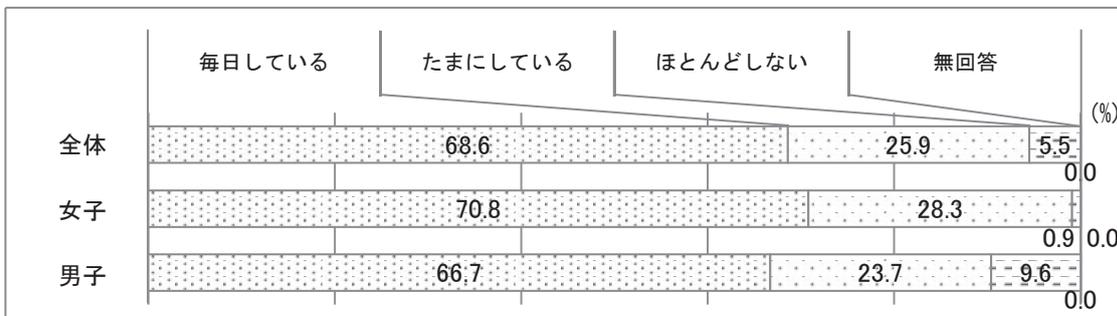
	小学校児童会長 (萩野小:生活委員長、織田小:企画委員会運営部長)								中学校生徒会長			
	朝日	常磐	糸生	宮崎	四ヶ浦	城崎	織田	萩野	朝日	宮崎	越前	織田
前期	6	6	⑥	6	6	6	6	6	3	3	3	3
後期	6	6	⑥		6	⑥	6	⑥	2	②	2	②

凡例 数字:男子 ○数字:女子 (数字は学年)

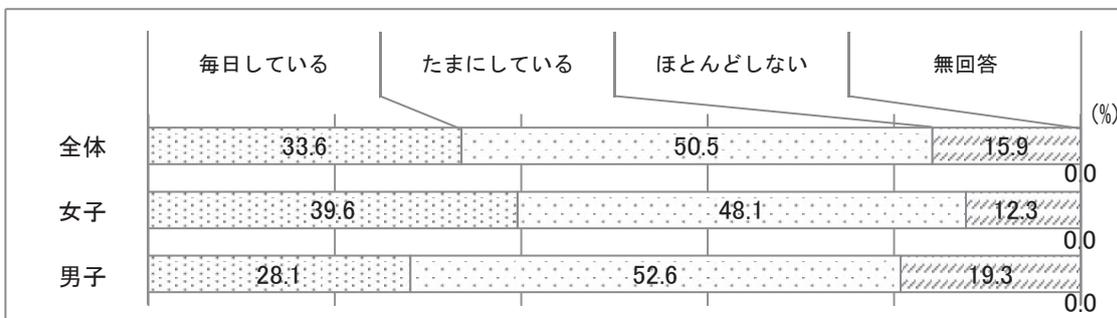
(2) 家庭でのコミュニケーションの状況(小学生)

◆図表Ⅲ-2 家庭でのコミュニケーションについて(小学生)

問 あなたは普段、家族に声かけ(おはよう、ありがとうなど)をしていますか。



問 あなたは普段、その日にあった出来事などを家族に話していますか。



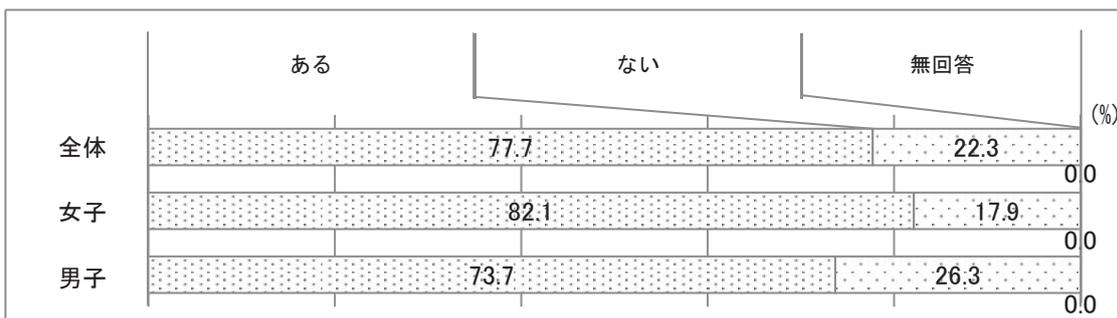
女子の70.8%、男子の66.7%が「毎日、家族に声かけをしている」と回答しており、男女ともに家庭であいさつをしている様子が見えます。

「毎日、その日にあった出来事を家族に話している」と回答した児童は、女子39.6%、男子28.1%となっています。

(3) 将来の職業について(小学生)

◆図表Ⅲ-3 将来なりたい職業の有無(小学生)

問 あなたは今、なりたいと思う職業はありますか。



◆図表Ⅲ-4 将来なりたい職業(小学生) ※一部抜粋 ※カッコ内は人数

<p>【女子】・保育士(18)・パティシエ(17)・医者(6) ・看護師(5)・薬剤師(4)・デザイナー(4)・ピアニスト(3)・調理師(2)・パン屋(2)・バレーボール選手(2)・ネイリスト(2)・弁護士(2)・ホッケーで優勝(1)・ダンスの先生(1)など</p>	<p>【男子】・プロ野球選手(12)・サッカー選手(8) ・ゲームクリエイター(5)・漁師(5)・医者(3) ・ロボット設計技術者(2)・芸人(3)・ゲームをつくる人(3)・科学者(2)・自衛隊(2)・水泳選手(2)・陶芸家(2)・弁護士(2)・料理人(2)・アスリート(1)・科学者(1)など</p>
---	---

女子の82.1%、男子の73.7%が、なりたい職業が「ある」と回答しています。

なりたい職業は男女で大きく傾向が異なり、思い描く自身の将来像に男女差があることがうかがえます。

【中学生】

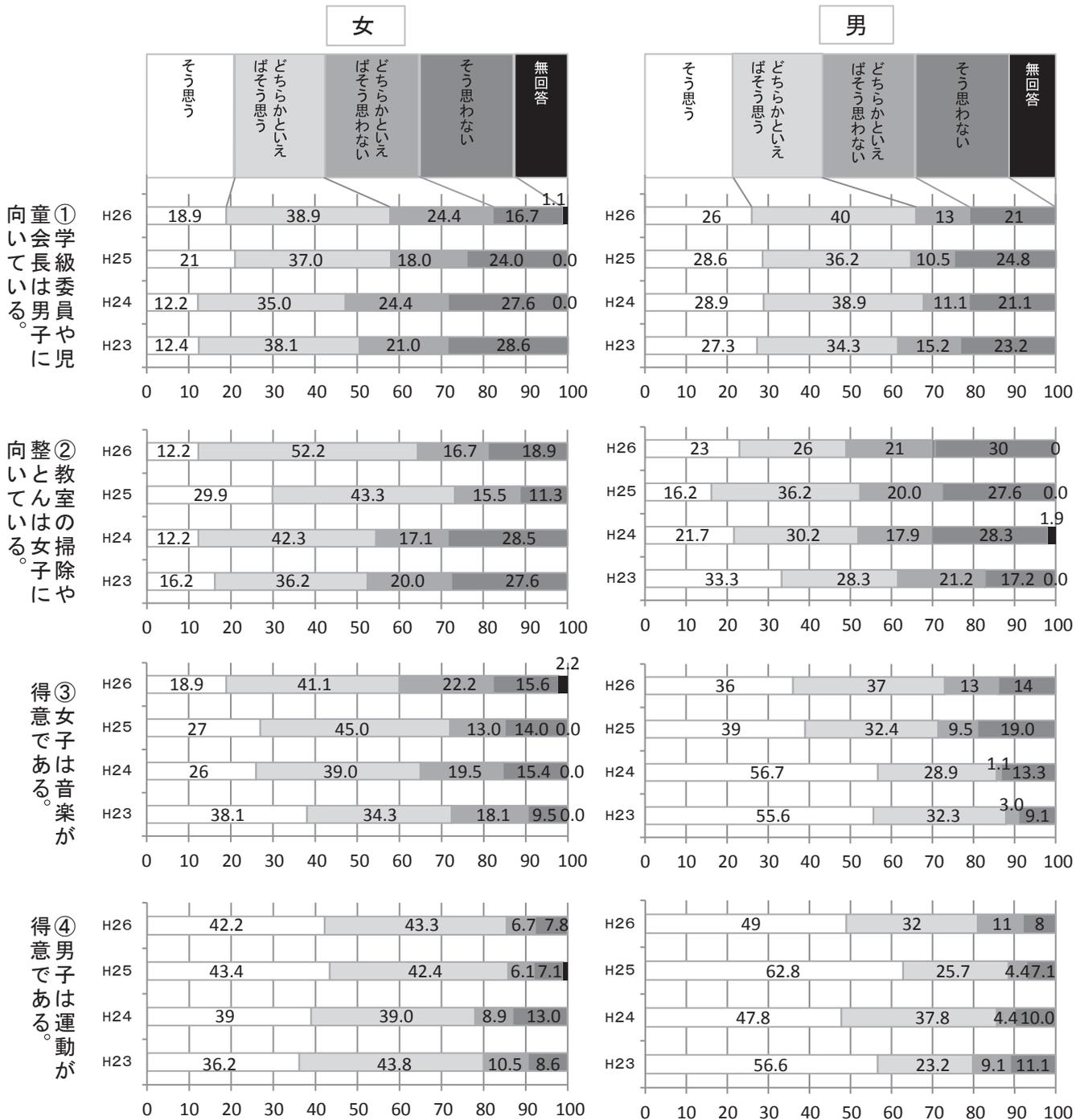
○調査の概要

1. 対象 平成26年度気づき事業（学校編）受講生
（朝日中学校 2年生、宮崎・越前・織田中学校 1年生）
2. 回答数 中学生190人（女子90人、男子 100人）

(4) 男女の性差についての意識（中学生）

◆図表Ⅲ-5 性別による役割分担、性差について（中学生）

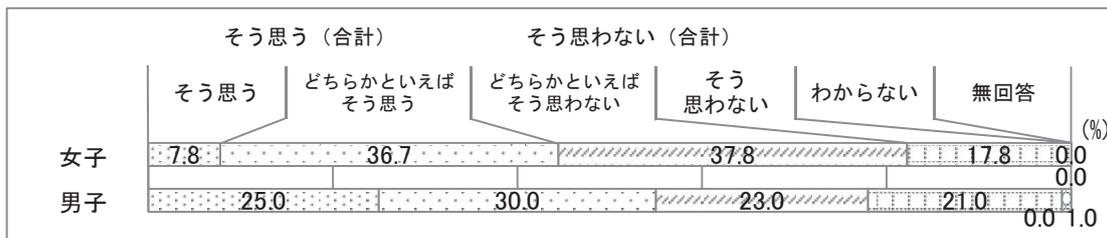
問 次のことについて、あなたはどのように思いますか。



男子は②の設問で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた《そう思う(合計)》が49%と、《思う(合計)》、《思わない(合計)》がほぼ半数ずつとなっています。それ以外の設問では男子・女子ともに、《そう思う(合計)》が多くなっています。男子は①③の設問で、《そう思う(合計)》が70%前後、④の設問では約80%、女子は①②③で、60%前後、④の設問では約85%となっています。とくに男子は運動が得意であると思う生徒が多く、性差に対する意識は強いことがうかがえます。

◆図表Ⅲ-6 性別役割分担について

問 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。

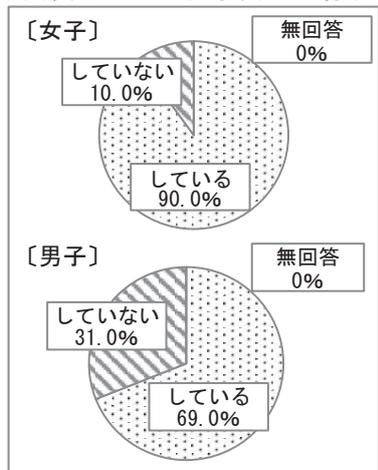


「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた「そう思う(合計)」は、女子44.5%、男子55.0%となっており、男子の方が多くなっています。また、「そう思う」だけを見ても、女子7.8%、男子25.0%と、男子の方が性別役割分担意識が強いことがうかがえます。

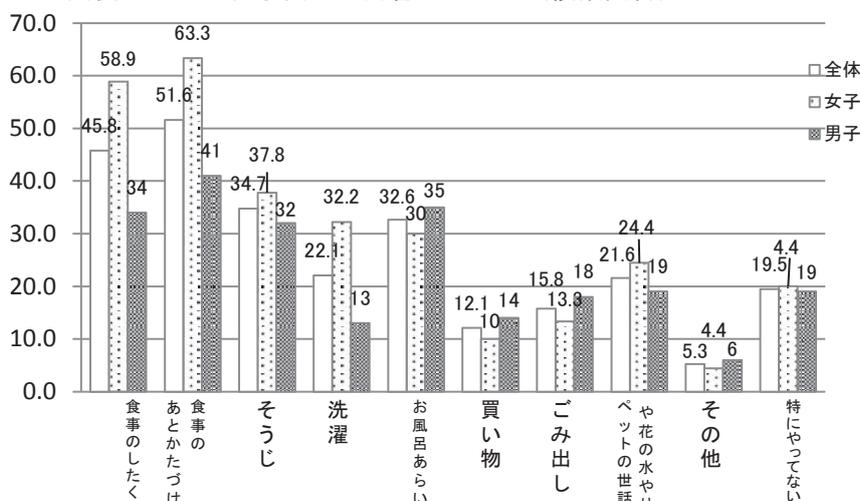
(5) 家庭生活における男女の意識の差

問 あなたは家庭でどのようなお手伝いをしていますか。

◆図表Ⅲ-7 お手伝いの有無



◆図表Ⅲ-8 お手伝いの内容について (複数回答)



女子の90.0%、男子の69.0%が、「お手伝いをしている」と回答しています。

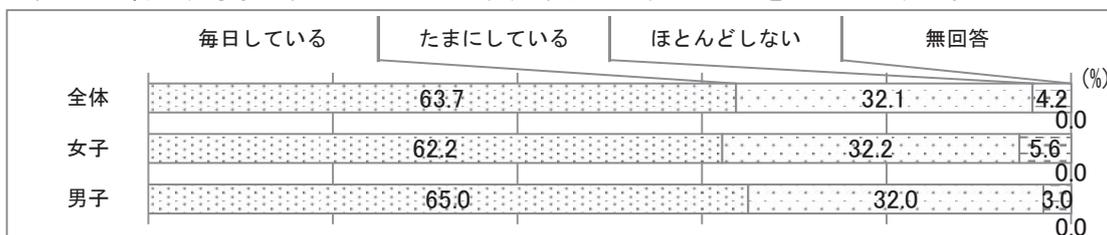
お手伝いの内容では、女子は60%前後が「食事のあとかたづけ」「食事のしたく」をしており、「そうじ」「洗濯」「お風呂あらい」も30%を超えています。男子は約40%が「食事のあとかたづけ」をしており、30-35%が「お風呂洗い」「食事のしたく」「そうじ」をしています。

家庭において、お手伝いをしているのは女子の方が多く、さらに女子は男子より多くのお手伝いをしていることがうかがえます。

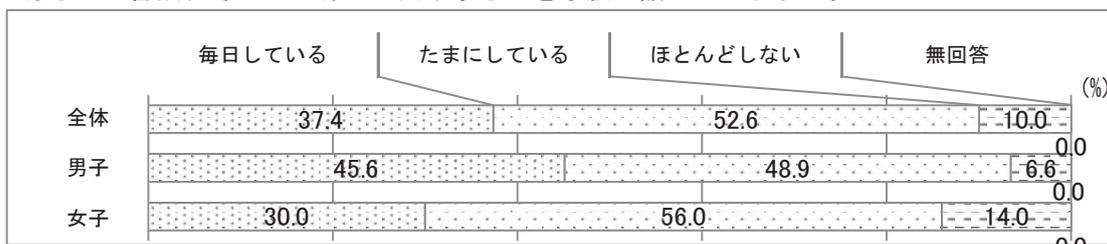
(6) 家庭でのコミュニケーションの状況 (中学生)

◆図表Ⅲ-9 家庭でのコミュニケーションについて (中学生)

問 あなたは普段、家族に声かけ (おはよう、ありがとう など) をしていますか。



問 あなたは普段、その日にあった出来事などを家族に話していますか。

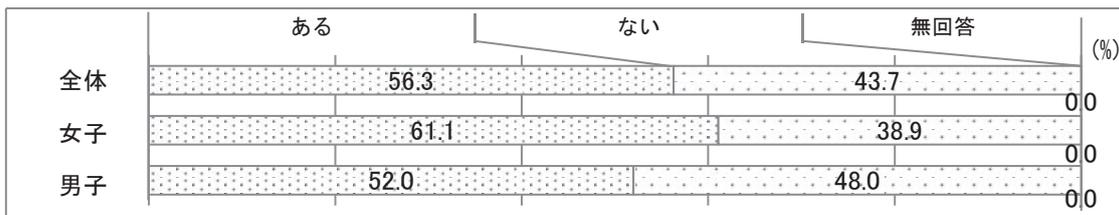


「毎日、家族に声かけをしている」と回答した生徒は、女子62.2%、男子65.0%と差はみられません。一方、「毎日、その日にあった出来事を家族に話している」と回答した生徒は、女子45.6%、男子30.0%となっており、女子の方が家族とよくコミュニケーションをとっていることがうかがえます。

(7) 将来の職業について (中学生)

◆図表Ⅲ-10 将来なりたい職業の有無 (中学生)

問 あなたは今、なりたいと思う職業はありますか。



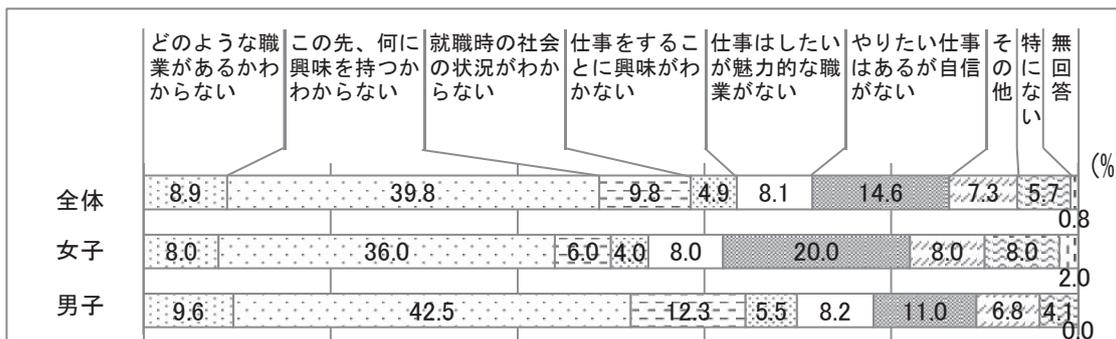
◆図表Ⅲ-11 将来なりたい職業 (中学生) ※一部抜粋 ※カッコ内は人数

<p>【女子】・保育士 (10) ・パティシエール (8) ・美容師 (4) ・介護士 (3) ・声優 (3) ・看護師 (2) ・ウエディングプランナー (2) ・キャビンアテンダント (1) ・ヘアメイクアップアーティスト (1) ・茶道の先生 (1) ・動物の看護師 (1) ・管理栄養士 (1) ・話す仕事 (1) ・有名ダンサー (1) など</p>	<p>【男子】・プロ野球選手 (6) ・漁師 (4) ・大工 (3) ・ゲームクリエイター (3) ・サッカーの選手 (3) ・IT関係の仕事 (3) ・警察官 (2) ・パティシエ (2) ・料理人 (2) ・甲子園に行く (1) ・サラリーマン (1) ・建築家 (1) ・ホッケー選手 (1) ・考古学者 (1) ・理学療法士 (1) ・探偵 (1) ・公務員 (1) ・弁護士 (1) ・ミュージシャン (1) ・救急救命士 (1) など</p>
--	---

なりたい職業が「ある」と回答した生徒は、女子61.1%、男子52.0%となっており、男女に差がみられます。また、小学生と比べて、「ある」の割合が少なくなっています。

◆図表Ⅲ-12 なりたい職業がない理由

問 なりたい職業が「ない」理由は何ですか。

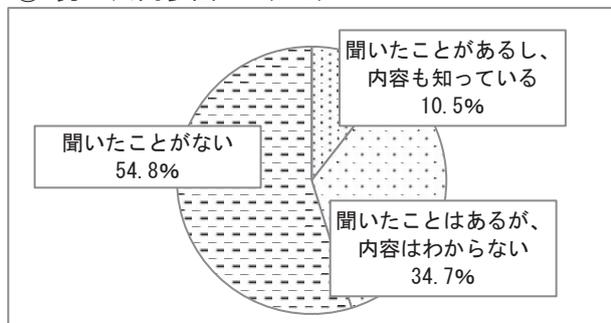


なりたい職業が「ない」理由の1位は、男女ともに「この先何に興味を持つかわからないから」をあげています。ついで、女子は「やりたい仕事はあるが自信がない」、男子が「就職時の社会の状況がわからない」と「やりたい仕事はあるが自信がない」をあげています。将来についてまだ決めかねていたり、不安を抱いたりしている様子がうかがえます。

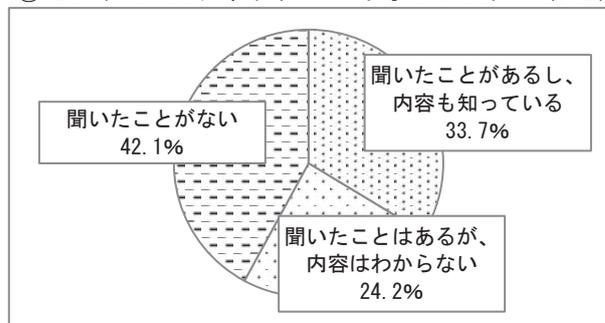
(8) 男女共同参画に関する言葉の認知度

◆図表Ⅲ-13 男女共同参画に関する言葉の認知度について

① 男女共同参画 (※1)



② DV (ドメスティック・バイオレンス) (※2)



※1 性別に関わりなく、社会の対等な構成員として自らの意思により社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化利益を受け、かつ、共に責任を担うこと。

※2 配偶者や恋人など親密な関係にある、又は親密な関係にあった者からの暴力を意味する。暴力には、身体的なものだけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などがある。

第2部 越前町の男女共同参画施策の 実施状況

I. 平成 26 年度の主な取り組み

1. 男女共同参画のつどい事業

日 時：平成 26 年 11 月 22 日（土）午前 10 時～12 時 20 分
 会 場：越前町生涯学習センター 朝日多目的ホール
 主 催：えちぜん男女共同参画のつどい実行委員会

テーマ：伝えたい ^{みんな} 男女 が豊かに生きる ^{こっ} 秘訣

参加者：400 人

<プログラム>

○オープニング

- ・寸劇：ま〜るく参画一座 「10 年のあゆみ」
- ・男女共同参画都市宣言文唱和
 先導：町内の結婚 10 周年を迎える夫婦 4 組

○講演

演題：「張り合わない生き方」

講師：NHK エグゼクティブアナウンサー 渡邊あゆみさん

張り合わないで生きるコツは、困難な状況をどうしたら改善できるのか考え、行動し、そしてその結果を楽しむことだと話されました。また、今後は、子供の教育が重要であり、両親の助け合いを見せることが必要だと締めくくられました。



【宣言文唱和の様子】



【講演の様子】

<参加者アンケートより>

- ・第一線働く NHK アナウンサーの生き方を聞き、自分の生き方を考えさせられた。(女性)
- ・地域で職場で女性としての個性、生まれ持った力を活かし、今後何ができるのか啓発になった (女性)
- ・NHK の裏側や私生活を知ることが出来、共感を覚え、男女共同参画の訴えの核心にも同感するものがあつた (男性)
- ・寸劇で古い考え方から新しい考えに、女性も意見が言い合える現代に合った集落になって、より楽しい生活・住んでいてよかったと思える地域になってほしいと心から願う。(女性)
- ・寸劇を見て、井戸端で言わず、みんなの前で意見が言えるように、まずは「地区の委員」になることですね。「はじめの一步」が歩まれていることに感激しました。(女性)

2. えちぜん男女共同参画まちづくり推進委員会

町議会代表者、区長会代表者、企業推薦者、各地区推薦者で構成される推進員は、町長から委嘱を受けて、男女共同参画のまちづくりに努めています。(任期 2 年、第 5 期 25 人)

地域で実施する気づき事業の企画や「えちぜん男女共同参画のつどい実行委員会」への参画、また各種研修への参加をとおして、町内への啓発を進めるとともに自身の理解を深めました。

<開催状況>

会議	開催日等	内容
第 1 回	平成 26 年 6 月 4 日(水) 越前町役場別館ホール	・気づき事業実施に向けて 1.具体的な内容についての話し合い
第 2 回	平成 26 年 10 月 27 日(月) 越前町役場別館ホール	・活動報告（つどい展示物）の作成 ・気づき事業実施に向けて
第 3 回	平成 27 年 3 月 19 日(木)	・コミュニケーション研修 講師：武内昭子 氏 ・平成 26 年度のまとめと感想



【活動報告作成の様子】

3. 男女共同参画気づき事業

<地域編 実施状況> 【新規事業：5件、継続事業4件】

地域編では、落語家による男女共同参画講座をはじめ、地域での健康教室、また、防災に関する取り組みなど、男女共同参画の視点を取り入れつつ実施団体の実情にあわせて工夫を凝らした内容となっています。

主催	種別	開催日	内容・講師(敬称略)等	人数
乙坂区	新規	6月1日	地域を男女で守る 防災訓練 落語で学ぶ男女共同参画 落語家:はやおき亭貞九郎	40
上糸生愛郷同志会	新規	6月29日	三兄妹ソーシャルバンド「一途」トーク&ライブ	50
新庄ふれあい会館	継続	7月20日	地域で防災意識を持とう！ 落語で学ぶ男女共同参画 落語家:はやおき亭貞九郎	58
米ノ区	新規	8月31日	地域で防災意識を持とう！ 落語で学ぶ男女共同参画 落語家:はやおき亭貞九郎	64
金谷たんぼぼの会	新規	8月9日・23日	自立を促す「健康に関する意識向上講座」	40
白浜婦人会・壮年会	継続	11月3日	第6回男女で料理教室 地域で防災意識を持とう！	20
梅浦区	継続	11月8日	地域をみんなで見守ろう！ 落語で学ぶ男女共同参画 落語家:はやおき亭貞九郎	50
天王・宝泉寺地区	新規	11月9日	地域で学ぶ参画と歴史	140
佐々生区	新規	11月9日	落語で学ぶ男女共同参画 落語家:はやおき亭貞九郎	51



【落語で学ぶ男女共同参画】



【健康に関する意識向上講座】



【地域で学ぶ男女共同参画と歴史】

<参加者アンケートより>

- ・家族の大切さを再認識させてもらいました。(上糸生愛郷同志会気づき事業)
- ・子供が生まれたときの「生まれてきてくれてありがとう」という気持ち 大切な宝物だと思った気持ちを思い出しました。(上糸生愛郷同志会気づき事業)
- ・「助け合い」「おもしろい」の大切さを知りました。(佐々生区気づき事業)

<学校編 テーマ>

No. 1 「じぶん」を「みんな」で探そう！		講師：富永良史（発創デザイン研究室代表）
ひとりひとりの心に残る大切な体験を語り合うことを通じて、自分の個性を発見しあう。個性とは特別なことではなく、体験や感情の中にちゃんと宿っていることを感じてもらう。互いの話を傾聴し、そこから、個性や長所を見いだす練習をする。自分の話は、相手によって色々な理解のされ方があることを発見する。		
No. 2 「あなた」と「わたし」は、なんで違うんだろう？		講師：富永良史（発創デザイン研究室代表）
『「自由」と「友達」と「健康」と、大事な順に並べると？』のように、価値判断の分かれる課題に対して意見を出し合い、お互いの考えがなぜ違うのかを理解しあう。違いの背景には、体験の違い、将来像の違い、言葉の解釈の違いなどがあることを感じてもらい、違いを超えて考えをひとつにまとめる対話の方法、態度を見つける。		
No. 3 自分らしさを考える		講師：武内 昭子（福井工業大学非常勤講師）
性別は自分の持っている「個性」の一要因であり、他にも様々な要因が自分の個性をつくりあげている事、また、人は誰でも様々な選択肢があり、性別にしばられる必要のないことに気づく。また、自分の将来や職業選択の可能性について考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 男と女に一般的に期待されていることとは？ ・ 男女ともに求められる資質とは？ ・ 自分の長所、短所。 		
No. 4 自分も相手も大切にコミュニケーション術		講師：武内 昭子（福井工業大学非常勤講師）
マイナス思考とプラス思考について考える作業を通し、自分自身の「心のクセ」に気づく。言葉の使い方一つで、相手を励ますこともできれば傷つけることも多い。そこで、相手を尊重しつつ自分の気持ちを伝える方法など、学校や家庭の中でお互いが気持ちよくいられる関係づくりに必要なコミュニケーションスキルを学ぶ。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴くトレーニング ・ 自己表現の仕方 など 		
No. 5 「正しさというものさし」について考える		講師：福井弁護士会
自分たちの身の回りで起こるさまざまな問題について、自ら主体的に考え、公正に判断し、行動できる力を身につける。また、一人ひとりが異なる考えや感じ方を持つことを認め、一人で考えるだけでなく、他人と対話や議論をする中でそれぞれの考えを深めてもらい、お互いに共存していくことを学ぶ。		
No. 6 いろいろな仕事について考える		講師：織田暁子（京都大学大学院博士後期課程）
<ol style="list-style-type: none"> 1. 自分の生活がどんな仕事（職業）によって支えられているかを考える。 2. それぞれの職業について、男の人が多いか、女の人が多いかを考え、分類する。 3. さまざまな職業において、男女の垣根がなくなってきたことを知り、改めて自分の将来の夢について考える。 		
No. 7 ようこそ先輩～自分らしく仕事にチャレンジする先輩達～		
夢に向かって努力し、挫折や失敗を乗り越えて夢をつかんだ先輩の体験談を通して、努力することの大切さや仕事の喜びなどについて学ぶ。また、日常生活の自立や、経済的自立意識の醸成を図る。		
講師	保育士、看護師、消防士、調理師、IT関係、役場職員 など	



<学校編 実施状況>

学校や地域に、男女共同参画の必要性に気づき、実践するきっかけづくりの場を提供しました。
また、児童・生徒の感想や事業内容をまとめた報告集を配布して、啓発に活かしています。

学校名	学年	人数	日時	講座名等	講師（敬称略）
朝日小学校	5年	90	10月3日(金)	いろいろな仕事について考える	織田暁子
常磐小学校	5年	7	6月25日(水)	「じぶん」を「みんな」で探そう！	富永良史
糸生小学校	5年	13	11月6日(木)	自分も相手も大切にする コミュニケーション術	武内昭子
宮崎小学校	5年	43	11月11日(火)	いろいろな仕事について考える	織田暁子
四ヶ浦小学校	5年	18	10月8日(水)	いろいろな仕事について考える	織田暁子
城崎小学校	5年	21	6月26日(木)	自分も相手も大切にするコミュニケー ーション術	武内昭子
織田小学校	5年	25	7月4日(金)	いろいろな仕事について考える	織田暁子
萩野小学校	5年	16	7月17日(木)	自分も相手も大切にするコミュニケー ーション術	武内昭子
朝日中学校	2年	86	7月4日(金)	ようこそ先輩！	ハレノヒ：寺坂大地 看護師：岩崎佳代 保育士：三田村あずさ IT企業：岩崎聡 バンド「一途」：鈴木洋 公務員：三谷元騎
		86	11月28日(金)	「正しさというものさし」について 考える	弁護士：岩本雄太 弁護士：野条泰永 弁護士：清水孝行
宮崎中学校	1年	37	11月20日(木)	自分も相手も大切にする コミュニケーション術	武内昭子
		37	1月29日(木)	ようこそ先輩！	ハレノヒ：寺坂大地 バンド「一途」鈴木洋
越前中学校	1年	35	6月6日(金)	自分も相手も大切にする コミュニケーション術	武内昭子
		35	1月9日(木)	ようこそ先輩	バンド「一途」鈴木洋
織田中学校	1年	39	6月24日(火)	自分も相手も大切にする コミュニケーション術	武内昭子
		39	1月27日(火)	ようこそ先輩！	消防士：長谷麻衣子 保育士：齋藤忠良



【武内講師の授業の様子】



【寺坂講師の授業の様子】



【織田講師の授業の様子】

～保護者からの感想～

⑥相手の目を見て ⑩いい姿勢で ⑨うなづいて ⑧笑顔で ⑤終わりまで聞く を忘れずに、これから親子ともども気を付けて行かないといけないと思いました。

「自分が言われて嫌なこと、されて嫌なことはしない」を忘れず心がけていって欲しいと思います。

4. 男女共同参画エンパワーメント事業

越前町男女共同参画ネットワークへの助成

越前町の啓発推進母体として、加盟団体や個人会員が様々な活動を展開しています。



【交流会の様子】

平成 26 年度のメイン事業は、さかい男女共同参画ネットワークとの交流会を開催し、各々の団体が抱える問題について討議しました。

○平成 26 年度の主な活動

- ・ 広報誌発行：年 2 回
- ・ 各団体企画事業
- ・ さかい男女共同参画ネットワークとの交流会（平成 26 年 11 月 25 日） など

○平成 26 年度加盟数：17 団体、6 個人（のべ人数 6,606 人）

※平成 25 年度総会時点

5. 越前町男女共同参画審議会

町男女共同参画推進条例第 15 条に基づいて町長が委嘱する審議機関です。現在、第 3 期委員 10 名が本町の男女共同参画施策等について審議しています。（任期 2 年、巻末名簿参照）

＜開催状況＞

開催日等	内 容
平成 26 年 7 月 24 日(木) 役場別館 第 4 研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 正副会長選出 ・ 平成 25 年度年次報告書について ・ 平成 25 年度気づき事業報告集について
平成 27 年 2 月 26 日(木) 役場別館第 1・2 研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度年次報告書について ・ 第 2 次越前町男女共同参画基本計画策定に伴う住民意識調査について



【審議会の様子】

6. 越前町役場内における男女共同参画の推進

(1) 越前町男女共同参画推進会議

副町長を委員長、教育長を副委員長、理事級を職員を委員として構成される本会では、町の男女共同参画社会の形成促進に関する施策の検討や、庁内における男女共同参画推進に向け協議を行ないました。

＜開催状況＞

開催日等	内 容
平成 26 年 5 月 1 日(木) 役場第 2 会義室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てにおける父親の休暇等の取得推進について ・ 越前町における審議会等の女性の登用状況について



【推進会議の様子】

～委員長意見～

数字での成果だけが男女共同参画活動ではない。

男女間だけでなく、融和を図り、暮らしやすい環境をつくるのが、男女共同参画の観点からのまちづくりである。

(2) 越前町男女共同参画推進ワーキンググループ

スタッフは庁内各部門から推薦された職員 16 名で構成されており、会議や研修、えちぜん男女共同参画のつどい実行委員会への参画をとおして、スタッフ自身の男女共同参画への理解を深めました。

<開催状況>

開催日	内容
平成 26 年 8 月 8 日(月)	・リーダー、サブリーダー選出 ・コミュニケーションワーク



【ワーキンググループ会議の様子】



【コミュニケーションワークの様子】

<参加者感想>

- ・説明する側は相手の状況も想像しながら進めないといけないと感じた。
- ・相手に自分の考えや思いを伝える難しさを感じた。
- ・自分のことしか考えてない瞬間があった。周りが見えていなかった。

(3) ふくい女性ネット（第 7 期）への参加（平成 25 年 4 月～平成 27 年 3 月までの 2 年間）

参加者：越前町役場男女共同参画室 室長補佐 佐々木由里

「ふくい女性ネット」（平成 20 年 1 月発足）は、県内各企業等から派遣された女性が、リーダーとして必要な資質を学ぶとともに、他のメンバーや他団体との交流をとおして相互研鑽と情報発信を行う組織です。現在、県と国立大学法人お茶の水女子大学との共同による福井の女性のための独自プログラム「未来きらりプログラム」により、自己の能力アップや活用方法などを学んでいます。

本会に越前町役場が参加することで、ロールモデルの育成ならびに女性職員の意欲向上、活躍促進につなげることを目的としています。

具体的には、コミュニケーション講座等の様々な研修を受け、2 月には、チームで仮の計画を立て、プレゼンを行ない、チームごとに競い合うというものです。



【仮想プロジェクト発表会の様子】



【優勝記念写真】

II. 主な施策の内容と推進状況

基本目標Ⅰ ともに築く家庭・地域

重点目標1 男女がともに担う家庭・地域づくり

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H25年度	H26年度	
1 家庭生活における 男女共同参画の促進	家事・育児・介護等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭における男女の参画を促進する。	料理教室	52	70	生涯学習センター
		家庭教育学級	150	185	
		生涯学習講座	200	250	
		えちぜん男女共同参画のつどい	720	720	男女共同参画室
		気づき事業(地域・団体編)	244	350	
2 家庭における 男女平等と自立の 促進	幼少期から、男女で差別することのないような子育ての啓発に努め、家庭における男女平等と自立を促進する。	家庭教育学級・生涯学習講座(再掲 I①1)	*	*	生涯学習課 生涯学習センター
		保護者向け講座・講演	—	—	保育所
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*	男女共同参画室
3 男女がともに 参画する地域づくり の促進	区長会等において意識啓発に努め、地域における様々な活動の中で積極的な導入を図る。	区長会等への啓発	—	—	総務課・各コミュニティセンター
	女性の視点に立った災害対策	防災会議への女性の登用	—	—	防災安全課
		女性消防隊の設置	—	—	
	地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点の導入を働きかけ、男女がともに参画する地域づくりを促進する。	えちぜん男女共同参画まちづくり推進委員会	207	300	男女共同参画室
		えちぜん男女共同参画のつどい(再掲 I①1)	*	*	
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*	
		「気づき事業報告集」作成・配布	163	203	
	男女共同参画室出前講座	—	—		
4 町民の自主的な活動 の支援・促進	職員に対する意識啓発を行い、それぞれの地域における住民の自主的な活動を推進する。 男女共同参画を推進する活動への支援を図り、男女が共に地域活動やボランティア活動などに参画する町民の自主的な活動を促進する。	職員研修	—	—	総務課
		指導・助言	—	—	生涯学習課
		地区公民館活動事業	50	65	生涯学習センター
		男女共同参画ネットワーク(助成)	682	682	男女共同参画室
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*	

2,468 2,825

【凡例】

「*」：再掲

「—」：予算なし

「/」：事業なし

重点目標2 家庭・地域での習慣の見直しと意識の改革

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H25年度	H26年度	
1 男女共同参画の 視点からの慣習 ・しきたりの見直し	区長会を通じて、各区において実施する事業や行事の中での慣習やしきたりについて見直しを進める。 男女共同参画に対する理解を深めるとともに、家庭や地域における慣習やしきたりの見直しを進める。	区長会等への啓発	*	*	総務課・各コミュニティセンター
		ビデオ視聴による啓発	—	—	生涯学習センター
		生涯学習講座 (再掲 I①1)	*	*	
		地区公民館活動事業 (再掲 I①4)	*	*	男女共同参画室
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*	
男女共同参画室出前講座	—	—			
2 地域への啓発活動の 促進	各区長や委員に対し、地域における活動の促進を働きかける。 地域への啓発を促進し、男女共同参画に対する理解を広める。	区長会等への啓発	—	—	総務課・各コミュニティセンター
		条例リーフレット・プラン等配布	—	—	男女共同参画室
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*	

0 0

重点目標3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H25年度	H26年度	
1 審議会等への女性の 参画の促進	町の各種審議会等への女性登用を積極的に進め、平成27年度末までの早い時期に35%とする。 審議会等への女性委員の登用状況を調査し、その結果を公表する。	審議会などの委員選考時に、女性委員を積極的に登用する(人材発掘)	—	—	全庁
		年次報告	63	87	男女共同参画室
2 地域の政策 ・方針決定過程への 女性の参画の促進	地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点の導入を働きかけ、女性の参画を促進する 地域の女性登用状況を調査し、その結果を公表する。	区長会等への啓発	*	*	総務課・各コミュニティセンター
		広報連載	—	—	男女共同参画室
		区役員調査・年次報告	*	*	総務課 男女共同参画室
3 女性の エンパワーメントの 促進	女性が様々な分野に意欲的に参画することが出来るよう、生涯にわたる学習機会の確保・充実を図り、女性のエンパワーメントを促進する。	団体への指導・助言	—	—	生涯学習課
		IT講座	180	155	生涯学習センター
			120	93	
			148	124	
			120	93	
		生涯学習講座 (再掲 I①1)	*	*	男女共同参画室
		日本女性会議参加事業	35	39	
		ヌエックリーダー研修	35	—	
男女共同参画ネットワーク(助成) (再掲 I①4)	*	*			
気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*			
県及び他市町男女共同参画センター等との連携	—	—			

701 591

基本目標Ⅱ ともに活躍できる職場

重点目標1 働く場における男女平等の実現

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H25年度	H26年度	
1 雇用における 男女の均等な機会と 待遇の確保	実質的な男女の機会均等を確保する方策について検討するとともに、職員の意識改革を進め、町民に範を示す。 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の定着促進を図る。 企業に対し、待遇の男女格差解消のための積極的改善措置や、職務拡大および就業環境の整備について啓発する。	職員研修	—	—	総務課
		セミナー等の開催支援	—	—	商工観光課
		雇用相談などの充実	—	—	
2 女性管理職登用の 拡大	意欲と能力のある女性の管理職登用に ついて男女ともに意識改革を推進し、 各種研修等への女性職員の参加を促進 するとともに、積極的改善措置による 登用の拡大を図り、範を示す。 女性の登用について、企業や民間団体 の理解を求めるとともに、事業者等が 行う自主的な積極的改善措置を支援す る。	女性職員の研修参加促進	—	—	総務課
		女性職員の登用拡大	—	—	男女共同参画室
		ふくい女性ネット参加者の推薦	—	—	
3 働く女性の母性保護 の推進	女性が、妊娠・出産・育児期にも不利 益を受けずに働き続けられるよう、啓 発を行う。 労働基準法、男女雇用機会均等法など 母性保護に関する法律の周知に努めると 共に、母性保護に対する認識と理解を 深めるための啓発を行う。	母子手帳交付、パンフレット配布	31	32	保健衛生課 健康増進室
		マタニティスクール	20	20	
		セミナー等の開催支援 (事業主、社員への説明)	—	—	商工観光課
4 男女の職業能力開発 および能力発揮の 支援	男女ともへの、自己啓発・能力開発へ の援助や情報提供を図るとともに、研 修の機会の充実・拡大を図る。	職員の研修参加促進	—	—	総務課
		経営能力や技術向上の支援	—	—	商工観光課

51

52

重点目標2 農林水産業・商工観光自営業等における男女共同参画の実現

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H25年度	H26年度	
1 女性の主体性が 生かせる就業条件や 環境の整備	農林水産業に積極的に取り組む女性を 積極的に支援する。 労働時間の適正化や労働環境の整備な ど、快適に働ける環境を整える。	家族経営協定の普及・促進	—	—	農林水産課 水産振興室
		女性認定農業者等の積極的な認定	—	—	
		青年漁業士の普及・認定	—	—	
	女性就業者のエンパワーメント促進	関係法令や相談機関な どの情報提供 技術・経営能力向上の ための各種講習会への 参加呼びかけ 雇用や学習機会の情報 提供 女性の起業支援	関係法令や相談機関などの情報提供	—	—
技術・経営能力向上のための各種講習会への参加呼びかけ			—	—	商工観光課 農林水産課 水産振興室
雇用や学習機会の情報提供			—	—	
2 方針決定過程への 女性の参画の促進	農林水産業・商工観光自営業等におけ る固定的な性別役割分業意識の見直し を働きかけ、農林水産業・商工・観光 業関連団体の役員など、方針決定過程 への女性の参画を促進する。	委員会等への女性の登用促進	—	—	商工観光課 農林水産課 水産振興室
		経営能力向上等の学習会開催支援	—	—	
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*	男女共同参画室

0

0

重点目標3 男女の仕事と家庭生活の両立支援

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H25年度	H26年度	
1 多様な働き方を可能にするための職場環境の整備	適正な人員配置により男女とも働きやすい勤務環境の整備に努め、男女共同参画の推進の範を示す。 パートタイム労働法の趣旨や内容の周知に努めるとともに、多様化している就業形態の情報提供に努める。	事務処理体制の見直し	—	—	総務課
		計画的な事務効率化(含外部委託)	—	—	
		関係法令や相談機関などの情報提供	—	—	商工観光課
2 両立のための子育て・介護支援	地域における男女の協力体制を支援し、相談体制の整備や情報提供を行う。 事業所や就労者に対し、育児・介護休業法制度の周知徹底を図るとともに、労働時間の短縮や、年次有給休暇を含めた各種休暇を取りやすい環境の整備を呼びかける。 「一般事業主行動計画」の策定と、子育て・介護への配慮を呼びかける。	特定事業主行動計画の策定・実施	—	—	総務課
		延長保育	24,345	24,455	子育て支援課 各保育所 各児童館
		一時預かり保育	562	635	
		学童保育	22,013	26,084	
		児童館の整備・拡充	19,019	22,701	高齢福祉課
		介護保険居宅サービス事業	739,779	845,000	
		子育て支援センターの充実	17,349	17,853	子育て支援課 子育て支援センター
		すみずみ子育てサポート	339	800	
		母親クラブ助成	1,900	1,900	健康増進室
		子育て相談窓口設置	—	—	
		マタニティスクール(再掲 II①3)	*	*	
		父子手帳配布	—	—	商工観光課
町の広報紙やHP等による情報提供	—	—			
町の広報紙やHP等による情報提供	—	—			

825,306 939,428

基本目標Ⅲ ともに安心して暮らせる社会

重点目標1 ともに思いやる健康づくり

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課		
			H25年度	H26年度			
1 生涯を通じた健康づくりの推進	健康診査体制の充実を図るとともに、予防対策に関する正しい情報を提供することで、町民の健康づくりを促進する。	健康づくり推進協議会	45	60	保健衛生課		
		特定健康診査	10,864	12,031	健康増進室		
		妊婦健康診査	13,953	18,410			
		乳幼児健康診査	2,648	3,050			
		成人健康診査	21,583	23,795			
		各種健康教室	401	406			
		健康相談					
		保健推進員会	875	1,010			
	食育を通じた健康づくりの推進		成人病予防食教室	63		160	健康増進室
			ふれあい食体験事業	66	135		
			食生活改善推進員会	615	815	農林水産課	
			越前型食育推進事業	1,486	850		
			栄養教諭による指導	—	—		学校教育課
			栄養教諭による指導	—	—		健康増進室
	生涯にわたり、スポーツ活動などを通じて健康の保持・増進を図れるような環境を整備し、町民の健康づくりを促進する。		いきいき健康フェア	497	500	健康増進室	
			高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	2,995	2,995	高齢福祉課	
			障がい者のつどい	100	100	社会福祉支援室	
			体育協会事業(助成)	6,100	7,000	スポーツ振興課	
			えちぜんスポーツクラブ事業(助成)	1,645	1,645		
			各種スポーツ大会(春・夏・秋)の開催	—	—	スポーツ振興課 (体育協会支部活動事業助成)	
地区体育祭の開催			—	—			
スポーツレクリエーション事業			—	—			
地区公民館活動事業(再掲 I①4)			*	*	生涯学習センター		
2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透			妊娠・出産に関わる自由や健康について、女性自身が自己決定権を持つことの大切さを啓発する。	育児支援家庭訪問事業	98	35	保健衛生課 健康増進室
				特定不妊治療費助成	2,644	1,500	
				マタニティスクール(再掲 II①3)	*	*	保健衛生課 健康増進室
	マタニティスクール(再掲 II①3)	*		*			
3 健康をおびやかす問題についての対策の推進	性感染症の予防と正しい理解を図る。 自殺予防、薬物乱用防止および飲酒・喫煙の害等について啓発し、町民の理解を深める。	心の相談会・講座 パンフレット配布 ポスター掲示 ストレスチェック	625	684	保健衛生課 健康増進室 織田病院		
		チラシ配布	—	—	学校教育課・ 中学校		

67,303 75,181

重点目標 2 福祉環境の充実

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H25年度	予算額 H26年度	担当課				
1 安心して子育て・介護ができる環境づくり	安心して子育てができる環境を整える。	子ども医療費助成事業	46,859	60,274	子育て支援課				
		母子家庭等医療費助成事業	10,900	11,721					
		出産育児祝金等支給事業	1,750	2,000					
		子育て支援センターの充実(再掲 Ⅱ③2)	*	*					
				児童手当支給事業	377,988	365,940			
				子ども手当支給事業					
				病児デイケア事業	7,974	7,763	子育て支援課		
				育児支援事業	923	713	健康増進室		
				相談窓口設置・情報提供	—	—	保健衛生課 保健センター		
				学生路線バス運賃補助事業	2,441	3,000	まちづくり課		
2 介護・支援体制の充実	高齢者が安心して暮らせる介護・支援体制の整備と充実を図る。	介護予防事業	6,609	7,183	高齢福祉課 地域包括支援センター				
		家族介護支援特別事業	995	1,000					
		すこやか介護用品支給事業	8,549	7,485					
3 高齢者の社会参加の促進	高齢者の就業機会の充実を図り、社会参加を促進する。	介護保険制度の円滑な運営	—	—	高齢福祉課 地域包括支援センター				
		在宅福祉サービス	7,203	7,499					
		在宅介護支援センター	3,475	4,261					
		高齢者の社会活動を支援するとともに、生きがいづくりや学習機会等の提供を通して社会参加を促進する。	高齢者の社会活動を支援するとともに、生きがいづくりや学習機会等の提供を通して社会参加を促進する。	シルバー人材センター	14,000	14,000	高齢福祉課		
				老人クラブ活動補助事業	3,709	3,655	高齢福祉課		
				地域ふれあいサロン	1,260	1,260			
				高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(再掲 Ⅲ①1)	*	*			
				生きがい活動支援通所事業	—	—			
						コミュニティバス運行委託事業	56,272	66,000	まちづくり課
						高齢者路線バス利用促進事業	10,435	10,800	
				体育協会事業(助成)(再掲 Ⅲ①1)	*	*	スポーツ振興課		
				高年大学	59	80			
				IT講座(再掲 Ⅰ③3)	*	*	生涯学習センター		
		地区公民館活動事業(再掲 Ⅰ①4)	*	*					
		世代間交流	—	—	小学校				
4 障がいのある人々への配慮の重視	障害者自立支援法に基づき、介護サービスなどを必要とする人が有する能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活が営めるような施策の充実を図る。	障害者自立支援給付事業	375,600	422,249	社会福祉支援室				
		障害者地域生活支援事業	27,750	29,109					
		重度身体障害者住宅改築助成事業	0	800					
		福祉タクシー利用助成	451	454					
		在宅障害者授産施設等通所費助成事業	2,399	2,121					
		在宅障害者授産施設等通所費助成事業							
		健全児と障がい児と一緒に学習し、お互いが理解しあう。	通常学級との交流学習	29,467	35,228	学校教育課 小・中学校			
		施設・設備・道路などへのユニバーサルデザインの配慮		—	—	全庁(各施設・設備担当課)			
雇用促進の普及啓発	相談・情報提供	—	—	社会福祉支援室 商工観光課					

997,068 1,064,595

重点目標3 あらゆる暴力の根絶

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額 H25年度	予算額 H26年度	担当課
1 家庭内暴力等の防止 に向けた教育・啓発	広報・啓発を推進するとともに関係機 関や民生委員・児童委員と連携し、被 害防止に努める。	民生委員・児童委員へ の研修参加促進	—	—	社会福祉支援室
		パンフレット・チラシ 配布	—	—	保健衛生課 健康増進室
		パンフレット・チラシ 配布	—	—	学校教育課
		パンフレット等配布、 研修会参加促進	—	—	男女共同参画室
2 被害者に対する相談 ・支援体制の推進	相談窓口を設置し、町民への周知を 図る。 被害者が相談しやすい環境の整備を 図る。 関係機関との連携を図る。	2次被害の防止	—	—	全庁
		要保護児童対策地域協 議会	23	24	子育て支援課
		電話相談窓口	—	—	保健衛生課 健康増進室
		町営住宅に係る被害者 等への配慮・相談関係 機関との連携	—	—	住宅政策室
		教育支援センター	5,038	2,637	学校教育課
		条例リーフレット・プ ラン等配布(再掲 I②2)	*	*	男女共同参画室
			5,061	2,661	

IV とともに育てる教育・文化

重点目標1 人権尊重の意識づくり

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H25年度	H26年度	
1 人権を守り尊重する意識の啓発	啓発活動を推進し、男女平等および人権尊重の意識を深く根づかせる。	人権擁護委員関係事業	—	—	社会福祉支援室
		通常学級との交流学习(再掲 III②4)	*	*	学校教育課 小・中学校
		道徳教育及び人権教育	—	—	小・中学校
		家庭教育支援事業(再掲 I①2)	*	*	生涯学習課
		読み聞かせによる啓発	21	32	図書館
		青少年育成事業	373	353	生涯学習センター
		ビデオ視聴による啓発(再掲 I②1)	*	*	生涯学習センター
	気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*	男女共同参画室	
	各機関等が発行する刊物物やホームページについて、人権を尊重し、性別にとらわれない表現に努める。		—	—	全庁

394 385

重点目標2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H25年度	H26年度	
1 男女の平等と自立を図る学校教育の推進	幼少期から、男女で差別をすることのないような教育に努め、男女平等と自立の意識を確立させる。	男女混合名簿	—	—	保育所
		〇〇さん呼び	—	—	
		道徳教育及び人権教育(再掲 IV①1)	—	—	
		技術・家庭科男女共修	—	—	
		中学校職場体験(キャリア教育)	—	—	小・中学校
		校外学習	—	—	
		男女混合名簿の導入	—	—	
	〇〇さん呼びの奨励	—	—		
	男女平等の視点に立ち、一人ひとりを大切に意識の醸成を図る。	気づき事業(学校編) 「気づき事業報告集」 製作・配布(再掲 I①3)	185	240	男女共同参画室
2 性に関する教育・啓発の推進	学校教育において、男女がお互いの身体の特徴を正しく理解し尊重し合い、自ら自己管理ができるよう、リプロダクティブヘルス/ライツの観点から性教育、健康教育を行う。	養護教諭等による指導	—	—	小・中学校
		保健体育授業における性教育	—	—	
		性教育講演会	—	—	
3 男女共同参画を進める生涯学習の推進	生涯学習事業を積極的に進めていく中で、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの年代や性別・状況等に応じた学習機会を提供する。	センター広報紙の発行	144	180	生涯学習センター
			78	102	
			96	120	
			72	90	
			311	311	
	教養講座	*	*		
	生涯学習講座(再掲 I①1)	*	*		
	地区公民館活動事業(再掲 I①4)	*	*		
	男女の平等や、一人ひとりの可能性を育む図書等の充実を図るとともに、情報の提供に努める。	関連書籍購入 情報発信	—	—	図書館
4 各種団体等に対する啓発活動の推進	性別に関わりなく、誰もが様々な分野に意欲的に参画することができるよう、各種団体活動等を通して地域に密着した推進を図る。	各種団体への助成	6,170	6,000	生涯学習課 生涯学習センター
		各種団体への指導・助言	—	—	スポーツ振興課
		気づき事業(地域・団体編)(再掲 I①1)	*	*	男女共同参画室
		男女共同参画ネット ワーク助成(再掲 I①)	*	*	

7,056 7,043

重点目標 3 国際理解と協力の推進

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H25年度	H26年度	
1 国際的な視野を持った住民の養成	国境を越えた相互交流により、信頼や友好、協力関係の推進を図り、幅広いものの見方を養う。	国際交流協会(助成)	2,570	5,200	国際交流室
		小学生海外派遣・招聘事業	国際交流協会		国際交流室 学校教育課 小・中学校
		中学生海外派遣・招聘事業	国際交流協会		
		英会話教室 (小学生、中学生対象)	475	376	生涯学習センター 宮崎分館
2 町内に在住する外国人との交流や支援	身近で自主的な国際協力活動を支援し、互いの信頼や協力関係を育てる。	文化交流・生活支援事業の開催	国際交流協会		国際交流室
		地区公民館活動事業 (再掲 I①④)	*	*	生涯学習センター 越前分館
			3,045	5,576	

計画の推進

(単位：千円)

施策の方向	主な施策の内容 (具体的施策)	事業 (具体的な取り組み)	決算額	予算額	担当課
			H25年度	H26年度	
1 町における推進体制の充実・強化	町および市内の推進体制の充実・強化	男女共同参画推進条例	—	—	男女共同参画室
		えちぜん男女共同参画プラン	—	—	
		えちぜん男女共同参画まちづくり推進員会 (再掲 I①③)	*	*	
		男女共同参画ネットワーク(助成) (再掲 I①④)	*	*	
		男女共同参画推進会議 ワーキンググループ	—	—	
		職員研修	0	20	
2 あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映	「えちぜん男女共同参画プラン」に基づく施策の実施および評価	男女共同参画審議会	50	110	男女共同参画室
		男女共同参画推進会議 ワーキンググループ	—	—	全庁
3 男女共同参画社会づくりに関する現状の把握と情報提供	男女共同参画推進施策の実施状況等に関する報告書の作成・公表 広報紙やホームページ等による各種情報の提供	広報紙掲載、ホームページ掲載	—	—	全庁
		年次報告(再掲 I③①)	*	*	男女共同参画室
4 関係機関・企業・各種団体・町民との協力・連携の強化	男女共同参画社会の実現を目指し、関係機関や企業・団体・町民との協力体制を強化するとともに、男女共同参画の視点に立った活動を要請していく。		—	—	全庁
			50	130	

平成 26 年度越前町男女共同参画審議会委員名簿 (第 3 期)

◎：会長 ○：副会長 (敬称略)

氏名	性別	団体名称等
◎ おおもりやすこ 大森 慈子	女	仁愛大学 人間学部心理学科 教授
○ ふくおかけいじ 福岡 啓二	男	越前町商工会 会長
たかはしまさよし 高橋 政嘉	男	越前町区長会連合会 副会長
もりしたたかこ 森下 隆子	女	丹生地区越前町人権擁護委員会
さわ よしひで 澤 善英	男	越前町社会教育委員の会議 議長
こつじようぞう 小辻 洋三	男	越前町立四ヶ浦小学校校長
なかにし きよし 中西 清	男	えちぜん男女共同参画まちづくり推進員会 会長
ほり きぬこ 堀 絹子	女	越前町男女共同参画ネットワーク 会長
なかぼ 仲保チエコ	女	公募者
ないとうなおこ 内藤 尚子	女	公募者

男性 5 名、女性 5 名：計 10 名

任期：平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日まで

平成 26 年度えちぜん男女共同参画まちづくり推進員名簿 (第 5 期)

◎：会長 ○：副会長 ◇：地区リーダー (敬称略)

所属	氏名	性別	所属	氏名	性別
町議会	○ きむら しげる 木村 繁	男	越前地区	◎ なかにし きよし 中西 清	男
区長会	◇ ますたにますかず 榎谷 榎一	男		えだなかひろみ 枝中 廣美	女
企業	かわはら けいこ 河原 けい子	女		○ しおじすずえ 塩治 鈴江	女
	なかの ともみ 中野 智美	女		おおはしとしひさ 大橋 利尚	男
朝日地区	きが ようこ 嵯峨 陽子	女	織田地区	どうまえよそうえもん 堂前與三右衛門	男
	いのう えしんじ 井上 真次	男		さ さ き じゅんこ 佐々木 順子	女
	まつだ あゆみ 松田 歩美	女		なか お よう こ 中尾 洋子	女
	◇ のむら みねあき 野村 峰朗	男		みやがみ とし お 宮上 敏夫	男
宮崎地区	わたなべ なおみつ 渡辺 直光	男	ほり るり こ 堀 留利子	女	
	きはら きよし 木原 清	男	すぎもりやすこ 杉森 保子	女	
	◇ こやま まさよし 小山 正善	男	公募(織田)	◇ ふじた かずのり 藤田 和範	男
	やました としあき 山下 敏昭	男			
	せきや こういち 関谷 孝一	男			
	やまだ としき 山田 利機	男			

男性 15 名、女性 10 名：計 25 名

任期：平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

第3部 資料編

越前町男女共同参画推進条例

平成22年 3月25日公布
条例第1号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 男女共同参画を進めるための基本的施策（第9条—第14条）
- 第3章 越前町男女共同参画審議会（第15条—第17条）
- 第4章 雑則（第18条）

附則

前文

豊かな自然環境や古くから継承されてきた歴史・伝統文化が数多く存在している越前町は、その特性を活かし「人と技 海土里織りなす快適なまち」を実現するため、町民が一体となってまちづくりに取り組んでいる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならないとし、男女共同参画社会基本法を制定した。そして、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、様々な施策の推進を図っている。

そこで越前町でも、次代を担う子どもたちが夢と希望を持って生き生きと暮らせるまちづくりを進める必要がある。

よってここに、町、町民及び事業者が一丸となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町及び町民の責務を明らかにし、事業者の連携のもと、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的言動により、相手の尊厳を傷つけ、生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (5) 町民 町内に居住する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (6) 事業者 町内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念により行う。

- (1) 男女が性別に関わりなく一人の人間として認め合うこと及び個人として能力を発揮する機会を得られること等、人権が等しく尊重されること。
- (2) 社会で活動を行う上で、性別による役割分担や慣習等にとらわれることなく、自由な選択を妨げられないよう配慮されること。
- (3) あらゆる場において、男女が対等な立場で参画できる機会を積極的に提供されること。
- (4) 家族が互いの協力及び社会の支援を受け、子育て及び家族の介護などを行い、かつ、職場及び地域における活動ができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、妊娠、出産その他性に関することについて、互いの意思を尊重して健康な生活ができるようにすること。
- (6) あらゆる学習の場において、人権の尊重と平等の意識が重んぜられること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと協調して行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画の推進を重要な施策として位置付け、前条に定める基本理念に従い、男女共同参画を推進する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、これを実施しなければならない。

2 町は、男女共同参画の推進に当たっては、町民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、相互に協力して取り組まなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念を十分理解し、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の連携)

第6条 事業者は、基本理念を十分理解し、その事業活動において、町が実施する男女共同参画を推進するための施策と連携し、相互に協力して取り組まなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による不当な差別的扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(情報に関する配慮)

第8条 何人も、広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担及び性的な暴力を助長し、人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画を進めるための基本的施策

(基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定める。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ長期的に講ずべき施策の基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画

の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第15条に規定する越前町男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、町民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。基本計画を変更したときも、また同様とする。

(町民及び事業者への支援等)

第10条 町は、男女共同参画を推進するために、町民及び事業者に対し支援又は措置を講ずる。

(啓発活動)

第11条 町は、情報提供、広報活動などを通じて、家庭、地域、職場、学校、その他社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者等の理解を深めるよう適切な啓発活動を積極的に行う。

(相談及び苦情の処理)

第12条 町民等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に関し、町長に相談及び苦情（以下「相談等」という。）を申し出ることができる。

2 前項の規定による相談等のほか、町民等は、性別による差別又は男女共同参画を阻害する人権侵害について、その旨を町長に申し出ることができる。

3 町長は、前2項の規定により相談等の申出を受けたときは、当該相談等に適切かつ迅速に対応する。

4 町長は、相談等に対応するにあたり必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力しなければならない。

5 町長は、前項の調査結果により必要があると認めるときは、関係者に対し、適切な指導助言を行うとともに、国、県、他の関係機関と協力を図り、必要な措置を講ずる。

また、必要があると認めるときは、越前町男女共同参画審議会の意見を聞くことができる。

(推進体制の整備)

第13条 町長は、男女共同参画を推進するための体制及び措置を講ずる。

(年次報告)

第14条 町長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況等について、報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 越前町男女共同参画審議会

(設置)

第15条 町長は、基本計画その他男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するため、越前町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査及び審議し、町長に答申する。

(組織)

第17条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、町民、事業者の代表者、学識経験者及びその他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定され、公表されている男女共同参画の推進に関する町の計画であって、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第9条の規定により策定され、公表されたものとみなす。

【 越前町区長会連合会決議文 】

決 議 文

私たちは、越前町における男女共同参画社会の実現を一層進めるため、地区における「役員への女性登用」を推進します。

平成22年12月 7日

越前町区長会連合会
会長 上坂貞行

みどり
海土里織りなすふるさと越前町

男女共同参画都市宣言

わたしたちは、お互いの人権を尊重し、認めあい、誰もが性別に関わりなく個性と能力を発揮できるまちをめざして、ここに男女共同参画都市を宣言します。

1. 家事・子育て・介護は家族みんなで分かち合い、協力しあう家庭づくりをめざします。
1. 昔からの役割や慣習にとらわれず、誰もが参画できる地域づくりを進めます。
1. お互いの個性を認めあい、誰もが意欲や能力を発揮できる職場づくりに努めます。
1. 幼い頃から、自立・平等の意識をはぐくみ、思いやりのある人づくりをめざします。
1. 世界の平和を願い、民族や文化の違いを理解し、共に生きるまちをめざします。

平成 19年12月 1日

越 前 町

平成 26 年度

越前町男女共同参画年次報告書

平成 27 年 3 月発行

編集・発行 越前町男女共同参画室

〒916 - 0192 福井県丹生郡越前町西田中 13 - 5 - 1

TEL 0778 - 34 - 8715(直通) / FAX 0778 - 34 - 1236

E-mail danjo@town.echizen.lg.jp



越前町
ECHIZEN